

附甲第六号

案起

昭和三十一年十月一日

定決

昭和三十一年十月一日

行施

昭和三十一年十月十二日

内閣府秘書長

官房内閣事務官

内閣府秘書

案

昭和三十一年十月一日

内閣府内閣事務官室

首席内閣事務官

内閣府秘書長 同調査官室長
内閣府内閣事務官室長

各省大臣官房文書課長 総務課長

各省大臣官房文書課長

内閣府内閣事務官室長 同調査官室長

法制局長官秘書室長 人事院管理官長

常会に提出予定の法律案の件名、要旨の照会について（依命通知）
常会に提出する法律案の推進についての取扱は、悉くに「法律案の法制局審
査及び国会提出について」により措置するよう依頼してありますが、右のうちの要領
一の報告については、~~有罪は取りもたず~~別紙様式により内閣官房に提出する
よう御取り計らい願います。

至急

めくれず

裏面白紙

◎、省（件）内（第一類 第二類 ○件）		第一類	第二類	件	名	要	旨	備考
		第一類	第二類					
		（注）第一類、第二類の区別は、「法律案の法制局審査及び国会提出について」の区分によること。						
		一、雇用審議会設置法案 厚生省労働部 部改定する法律案						
		（仮称）						
		（注）要旨は、右の例に示すこと。						

総理府

内閣が国会に提出する法律案については、その提出時期をなるべく速かにし、国会における審議が円滑に行われ、その成立に遺憾のないようにしなければならないが、特に常会の場合においては、内閣提出法律案の数が多数にのぼり、しかも翌年度の予算と関係するものもあるので、法律案の法制局審査及び国会提出は、つとめて早期に行うようにする必要がある。

よつて、今後は、次の要領により、法律案の審査及び提出について遺憾のないよう措置するものとする。

一、各官庁は、常会に提出しようとする法律案の件名及び提出趣旨五部を十月十日までに内閣官房に提出すること。この場合、内閣官房は、法制局及び関係省庁と法律案の取り進めについて必要な協議を行うこと。

二、第一類の法律案（その主たる内容が翌年度の歳入歳出等の概算の決定時に至るまでは確定し難いと思料されるもの）については、その法律案要綱を毎年十一月末日までに法制局に六部送付することとし、その法律案は、翌年度の歳入歳出等の概算が決定され次第、法制局の審査（下審査を含む。以下同じ。）が行われるよう配意し、法律案の提出が適確に行われることを期すること。

三、第二類の法律案（第一類の法律案以外のもの）については、毎年十一月末日までに法制局の審査が開始できるようにすること。

四、予見できない事情が生じた等の理由により、二及び三に定める時まで法制局の審査に付することができないものについては、内閣官房にその事情を具した上、法制局の審査を求めるものとする。

五、二、三及び四のいずれの場合においても、法制局における法律案の審査は、閣議に諮議され、法制局に回付された法律案について行われるものであるから、閣議諮議の手續をとる事前に法制局が主務

省庁の求めに依じて下審査をする場合においても、その法律案は、少くとも事務的に、その内容に關し、主務省庁の議がまとまつたものであり、かつ、当該法律案の内容が他省庁にも關連するものであるときは、關係省庁との意見の調整がつくされたものであること。

六 各省庁は、前各号により、法律案（二の要綱を含む。）を法制局の審査に付するときは、内閣官房に、法律案及び要綱をそれぞれ五部提出すること。また国会への提出を取り止めることとしたときは、直ちに、その件名を通知すること。

3

とさへ提出予定の法律案
等について取りまわすの
旨

昭和	年	月	日
定	決		
昭和	年	月	日
行	施		
昭和	年	月	日

内閣官房長官

馬場

官房内閣事務官

内閣法制局

内閣法制局

別紙

第三十八回国会（通常会）提出予定法律案等

件名 諸

（本件は一応準備のため事務的にとりまわしたものである。）

法律案

3

案起	昭和二十二年十月三十一日
決定	昭和二十二年十月三十一日
施行	昭和二十二年十月三十一日

内閣官房長官 馬場

内閣官房副長官 馬場

會務内閣事務官

内閣事務官

内閣事務官

別紙

第二十八回国会（通常会）提出する法律案等
件名 諸

（本件は一応準備のため事務的にとりまとめたものである。）

法律案

省庁別	第一類	第二類	第三類	計	省庁別	第一類	第二類	第三類	計
内閣	二			二	経済企画庁	二			二
総理府	一九	一六		一	科学技術庁	三	二		五
本府	一			一	一計	一九	一六	一	三九
審議室					法務省	八	九		一七
資料部	二			二	外務省	二	一		三
恩給局			一	一	大蔵省	一一	一二		二三
警察庁		二		二	文部省	一	五		六
国庫消防本部					厚生省	一	三		四
首都圏整備委員会		二		二	農林省	二	六		八
行政管理局	一			一	通商産業省	一〇	一五	一	二六
北海道庁	三			三	運輸省	一	三		四
自治庁	六	五		一一	郵政省	三	八		一一
防衛庁	二			二					

省庁別	第一類	第二類	第三類	計
建設省	二	二		四
合計	一三四	一〇三	五	二四二
回条物	一七	二		一九
外務省	二	一五		一七

備考、第一類とは、その主たる内容が翌年度の歳入歳出等について概算の決定等に資するものは確定し難いと思料されしもの。

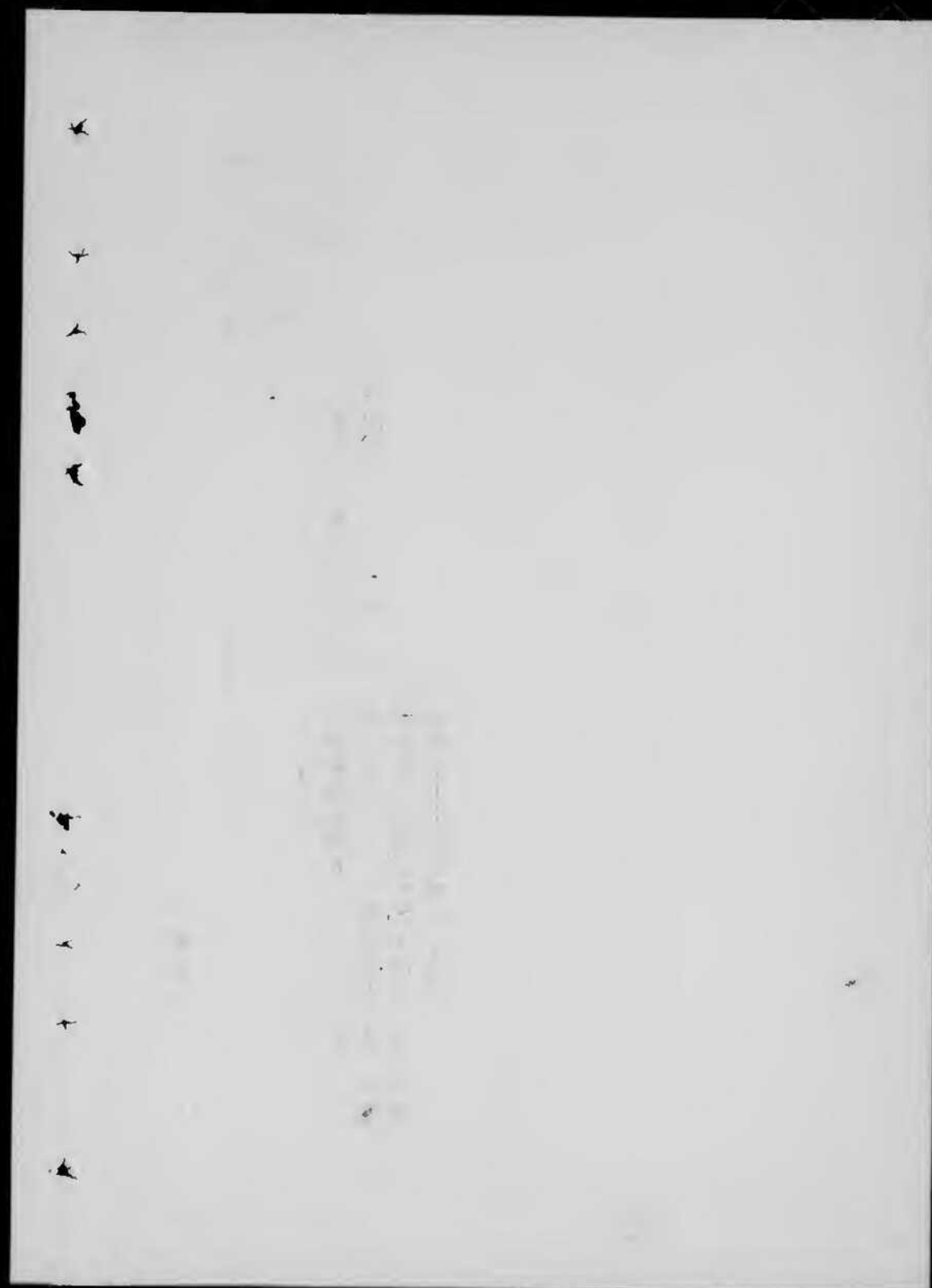
又、第二類とは、第一の法律・条約以外のもので、確定するかどうか未定なもの。

第三類とは、第一の法律・条約以外のもので、確定するかどうか未定なもの。

定款は、その内容が確定し難いもの。

右供覧

内閣



審議官 三
 調査官 七
 調査官 二
 調査官 三
 計 四

		類別	内閣官房
○		一類 二類	
一、内閣法の一部を改正する法律案		件名	要旨
内閣官房の定員「三十六名」を「八十名」とする。(内閣審議官三名、内閣調査官七名及び内閣事務官その他内閣官房の職員三十四名を増員)			

総理府

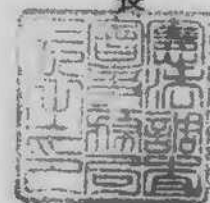
裏面白紙

憲調発第一二七号

昭和三十二年十月八日

憲法調査会事務局長

内閣官房長官 殿



法律案の法制局審査及び国会提出について

九月十三日総理府部内庶務主任会議で総務課長から説明のあった標記の件については、憲法調査会法の一部を改正する法律案を提出いたしたく、提出趣旨五部別紙の通り送付いたしますから、よろしくお取計らい下さい。

憲法調査会

提出趣旨

憲法調査会法の一部を改正する法律案の提出について

憲法調査会の発足に伴い激増した事務局の業務を円滑に処理するため、憲法調査会法（昭和三十一年六月十一日）法律第百四十号 第九条に定める定員を七人から二十五人に増員する法律案を提出するものである。

裏面白紙

(別紙)

◎ 内閣総理大臣官房審議室(一件)内(才一類一件)

才一類	才二類	件名	要旨	備考
○		一、青少年問題協議会 設置法の一部を改 正する法律案	中央青少年問題協議会に 事務局を設置するため設 置法の一部を改正する。	

経理府

裏面白紙

◎内閣總理大臣官房賞勳部（第二類二件）

第一類 第二類	件名	要旨	備考
○	一、榮典法案	現行の榮典制度を整備するため、法律をもつて榮典制度の基本的事項を定める。	
○	二、勳章府設置法の一部を改正する法律案	榮典制度整備の一環として、官房の一部である賞勳部を一局とする。	

総理府

	件名	恩給法の一部を改正する法律案
	法律案の概要	未定
	備考	上記の法律案を提出するかどうかについて、臨時恩給等調査会の答申にかんによるものである。

総理府恩給局

裏面白紙

裏面白紙

法律案の件名	提出趣旨	第一類 第二類
遺失物法等の一部を改正する法律案	遺失物法は、明治三十二年に制定されたものであるが、今日においては警察署におけるその取扱等の面において実情にそわかないものも少く、このため関係法律を改正しようとするものである。	○
銃砲刀剣類等所持取締令を改正する法律案	いわゆる暴力団等が銃砲刀剣類等を不当に使用することを防止するため規定を整備し、またオリンピック等の国際競技において競技に参加する外国選手が銃砲を合法的に所持することができ、途を開く等関係規定の整備を図らうとするものである。	○

和文タイプ用紙 31.3 (500) 三眼納

国清総発才七四号

昭和三十三年十月二十八日

国家消防本部総務課長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

常会に提出予定の法律案の件名、要旨の
照会について（回答）

十月十一日総理府甲才四〇四号をもって御照会のあつた右の件に
ついては、別紙のとおりであります。

国家消防本部

防本

国案部本

十月十一日 照会のよほりてありませう。

十月十一日 照会 甲本四〇四号より、丁照会のよほりてありませう。

照会のよほりて（回答）

常会に提出する案の抄き、要旨の

内閣録 大田官署 録 題

国案部 本 照会 録 題

昭和三十三年十月二十八日

国案部 案 本 四号

別紙

◎ 国家消防本部 (二件)

内 才一類 一件
才二類 一件

才一類	才二類	件名	要旨	備考
○		消防組織法の一部を改正する法律案	消防審議会の答申に基き消防の制度面における改正をはかりとするものである	
	○	消防法の全部を改正する法律案	消防審議会の答申に基き、消防の行爲面における関係規定の改正をはかるものである	

国家消防本部

備考 消防審議会の答申に係る、消防費に対する半額国庫負担等に関する法的措置に関しては、目下なお関係の省庁と折衝中であるから、方針が確定次第重ねて報告する。

(別紙)

首都圏整備委員会(二件)内才二類二件

才一類	才二類	件名	要旨	備考
	○	市街地開発区域の整備に関する法律	市街地開発区域内における宅地の造成その他市街地開発区域の整備に關し必要な事項を定める	
	○	工業等制限区域に関する法律	既成市街地への産業及び人口の過度の集中を防止するために大規模な工場その他人口の増大をもたらす原因となる施設の建設又は増設を制限する工業等制限区域を指定し必要な制限を行うことが必要であるのでこの指定及び制限の内容を定める	

首都圏整備委員会

◎ 行政管理庁（三件）内（第一類類 二件）				
第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		一、行政機関職員定員法の一部を改正する法律案	昭和三十三年度の事業計画に即応して各行政機関の職員の設定を改正しようとするもの	
	○	二、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案	北海道における市の新設（土別市、紋別市、名寄市、根室市）に伴い、札幌管区行政監察局管内地方行政監察局の管轄区域の指定内容を改めると共に、函館地方行政監察局の管轄区域が業務実施上支障があるので、これを改め後志支庁を同局の管轄区域に移そうとするもの	
	○	三、統計法等の一部を改正する法律案	一、統計法中、統計官の資格規定を明記すること 二、統計法中行政管理庁長官の権限の委任規定の字句を整備すること 三、統計報告調整法中行政管理庁長官の権限の委任規定の字句を整備すること 以上三点につき所要の改正をしようとするもの	

行政管理庁

裏面白紙

次期通帯国会提出予定法律案三件 北海道開発庁

件名	要旨	一類	二類
北海道開発法の一部を改正する法律案	北海道の総合開発を推進するため、北海道開発庁の組織の整備等の措置を講じようとするものである。	○	
北海道地下資源開発促進法案	北海道における地下資源の調査及び開発を促進するため、所定の特典を設けようとするものである。	○	
北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律案	北海道東北開発公庫の増資及び業務の拡充を図るため、同公庫の定款及び規則を改定しようとするものである。	○	

第二十八回通常国会提出法律案調

(三二一〇一〇)

自治庁

件名	概要	提出趣旨	備考
自治庁設置法の一部を改正する法律案	一 官房長の設置 二 参与(学識経験者)の任期	所掌事務の能率的遂行を図るために、官房長を設置し、及び参与の任期を定めようとするものである。	○
地方自治法の一部を改正する法律案	一 直接請求手続の整備 二 執行機関及び議会における事務処理手続の合理化 三 別表の整理	地方公共団体における事務処理の実際にかんがみ、直接請求の手続の合理化等を図ろうとするものである。	○
行政書士法の一部を改正する法律案	一 行政書士会の強制設立 二 行政書士の行政書士会への強制加入 三 その他営業の規制	行政書士の処理する事務が公共的性格を有することにかんがみ、業務の公正を確保する措置を講じようとするものである。	○

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案	一 奄美群島復興計画の改訂 二 復興開発基金(仮称)の設置	奄美群島復興計画の実施の状況にかんがみ、同五箇年計画を改訂するとともに、これに伴う規定の整備をはかり、あわせて復興事業に必要な資金の円滑な導入を図るため、新たに復興開発基金(仮称)を設置しようとするものである。	○
公職選挙法の一部を改正する法律案	一 都道府県議会議員の選挙区等の改正	昭和三十四年四月に都道府県議会議員の一斉選挙の執行が予定されるので、選挙区その他の合理化を図ろうとするものである。	○
地方交付税法の一部を改正する法律案	一 交付税の税率の変更 二 税率変更に伴う単位費用の改訂 三 交付税算定方法の合理化	地方財政の現況及び前国会における附帯決議の趣旨にかんがみ、税率を増すとともに算定方法の合理化を図ろうとするものである。	○

交付税及び譲与税 配付金特別会計法 の一部を改正する 法律案	一 地方交付税法の改正に伴う規定の整備 二 特別会計運用に必要な事務費の計上	地方交付税法の一部改正に伴い規定の整備をするとともに特別会計運用に必要な事務費を計上しようとするものである。 (注) 本案は、大蔵大臣と内閣総理大臣(自治庁)との共同協議にかか るものである。	○
地方財政法の一部 を改正する法律案	一 年度間における財源調整等の 規定の整備	地方財政運営の合理化をはかるため、年度間の財源調整等の規定を整備しようとするものである。	○
地方公共団体の負担金の納付の特例 に関する法律の一部 を改正する法律案	一 直轄工事分担金に係る交付公 債の利子を負利子とする。	地方財政の現状にかんがみ、直轄工事分担金に係る交付公債の利子を無利子としようとするものである。	○
公営企業金融公庫 法の一部を改正す る法律案	一 資本金の増額 二 理事長の名称変更	公営企業金融公庫の整備拡充を図るため、資本金増額等所要の改正を 行おうとするものである。	○
国有資産等所在 市町村交付金及び 交付金に関する法 律等の一部を改正 する法律案	三 業務内容の整備 四 国家公務員と公庫職員との退職金の通算 一 国有提供施設のうち返還されて遊休施設となつてゐるものについて助成交付金の対象とすることその他規定の整備を図る。	現行法の実施状況にかんがみ、所要の規定の整備を図ろうとするものである。	○

裏面白紙

別添

防衛庁（二件）

類別	法律案件名	要旨
第一類	防衛庁設置法の一部を改正する法律	衛生局の設置、定員の改正及び技術研究所の名称等を改めること。
第二類	自衛隊法の一部を改正する法律	混成団一、航空総隊等を新設すること等。

通常国会提出法律案件 (経済企画庁)

全頁、簿
吉田

	水質汚濁規制法案(仮称)	一類
	最近における産業及び都市の急速な発展に伴い、公共用水の水質汚濁が関係産業又は公衆衛生にとって重要な問題となつてゐるので、これに対処するため水質問題審議会の設置その他必要な措置を定めるものとする。	○
経済企画庁設置法の一部を改正する法律案	経済施策を適確かつ統一的な経済見通しに立脚して策定するとともに、景気の局面に即応した弾力的な経済の運用をはかるためには、精密適確な内外経済動向の調査及び景気循環に関する実証的分析を推進する必要がある。このため経済企画庁内部組織の整備拡充を行うこととし、現行調	○
	査局を廃止して経済分析局及び基本調査局を設置する等所要の改正を行うものとする。	

第二十八通常国会提出予定法律案

科学技術庁
三三、一〇、一〇

一 科学技術庁設置法の一部改正法案

(一) 現行の企画調整局を計画局及び調整局とに分離し、計画局においては、科学技術長期計画、科学技術に関する基本的な政策の企画、立案等の事務を行う。

(二) 長官官房において、国際技術協力に関する事務を行うものとして所要の改正を行う。

二 新技術開発振興法案

わが国産業の発展に寄与すべき独自の新技術を開発し、その利用の促進を図ることを目的とする新技術開発振興に関する諸般の定めをする。

三 放射線障害防止基本法案

放射線障害の防止に関する基本的事項を規定することにより、放射線障害防止のための総合的対策の確立を図ることを目的とする。

四 研究法人法案

科学技術に関する試験研究を行うことを目的とする公益的な性格をもつ機関を研究法人として指定し、これに対し補助金、租税等について助成を行う。

五 電子技術振興法案

電子技術に関する基本計画、基本政策等を審議するため電子技術審議会を設置するとともに、電子技術に関する総合的、基礎的研究に対する助成を行う。

第二十八回国会（常会）提出予定法律案件名

（昭和三二・一〇・一五秘印）

◎法務省（十七件） 内（第一類 八件 第二類 九件）

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○	○	企業担保法案	株式会社の社債又はその他の一定の債務につき、当該会社の企業を一体として担保の目的とする途を開き、資金調達の円滑化及び担保利用の簡易合理化を図り、もつて企業の維持発展に資するようになしうとするもの。	
○	○	刑法の一部を改正する法律案	あつせん収賄の処罰及び暴力事犯の適正な処理を行うため、刑法に所要の改正を加えようとするもの。	
○		刑事訴訟法の一部を改	暴力事犯の処理の適正を期するた	
○		正する法律案	め、刑事訴訟法に所要の改正を加えようとするもの。	
○		証人等の被害補償に関する法律案	暴力事犯等の適正な処理に関し、証人等が生命身体に危害を加えられた場合、国が補償しようとするもの。	
○		軽微犯罪訴訟手続特例法案	軽犯罪等につき刑事手続の迅速を図るため、所要の規定を設けようとするもの。	
○		矯正医官修学資金貸与法案	医科大学在学中の医学生について、卒業後矯正医官に採用することを条件として、大学在学中及びインターンの間、公費を貸与して矯正医官の採用を容易ならしめようとするもの。	
○		犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案	地方更生保護委員会の事務の能率的運営を図るため、地方更生保護	

			○	
		○	○	○
	法律扶助法案	裁判所法等の一部を改正する法律施行法案	裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
委員会の委員の数を最高限度十二人以下と改めようとするもの。	資力に乏しい国民のために、法律相談その他法律事務に関する援助を行おうとするもの。	第二十六回国会に提出され継続審査に付せられている「裁判所法等の一部を改正する法律案」による法律の施行に伴い、新旧両法の適用に関し、必要な経過措置等を定めようとするもの。	前示「裁判所法等の一部を改正する法律案」による法律の施行に伴い、関係法律の整理等を行おうとするもの。	最高裁判所の機構改革等に伴い、裁判所職員の定員を改正しようとするもの。
最高裁判所の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	司法試験法の一部を改正する法律案	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	法務省設置法の一部を改正する法律案	
最高裁判所の報酬等につき所要の改正を加えようとするもの。	司法試験制度運用の現情にかんがみ、試験科目等を改正しようとするもの。	市町村の廃置分合に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等を変更しようとするもの。	一、法務省の事務の能率的運営を図るため、法務省の内局に次長を置き官房に部を設置しようとするもの。 二、巢鴨刑務所における戦犯在所者の減少に伴い、同施設を東京拘	

			○	
		○	○	○
	法律扶助法案	裁判所法等の一部を改正する法律施行法案	裁判所法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
委員会の委員の数を最高限度十二人以下と改めようとするもの。	資力に乏しい国民のために、法律相談その他法律事務に関する援助を行おうとするもの。	第二十六回国会に提出され継続審査に付せられている「裁判所法等の一部を改正する法律案」による法律の施行に伴い、新旧両法の適用に関し、必要な経過措置等を定めようとするもの。	前示「裁判所法等の一部を改正する法律案」による法律の施行に伴い、関係法律の整理等を行おうとするもの。	最高裁判所の機構改革等に伴い、裁判所職員の定員を改正しようとするもの。
最高裁判所の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案	司法試験法の一部を改正する法律案	下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案	法務省設置法の一部を改正する法律案	
最高裁判所の報酬等につき所要の改正を加えようとするもの。	司法試験制度運用の現情にかんがみ、試験科目等を改正しようとするもの。	市町村の廃置分合に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等を変更しようとするもの。	一、法務省の事務の能率的運営を図るため、法務省の内局に次長を置き官房に部を設置しようとするもの。 二、巢鴨刑務所における戦犯在所者の減少に伴い、同施設を東京拘	

裏面白紙

○		
	○	
婦人補導院法案	補導処分に関する法律案	
売春防止法第五条の罪を犯した女子に対し、生活指導等を行う補導処分を執行するための婦人補導院の管理並びに在院者に対する補導としての生活指導授産作業及び医療その他処遇に関する必要な事項を定めようとするもの。	売春防止法第五条の罪を犯した女子に対し、生活指導等の補導処分を行おうとするもの。	置所として復元しようとするもの。 三、入国管理事務所の名称及び位置を法務省令で定めるようにしようとするもの。 四、法務研修所の支所を設置しようとするもの。
第二十七回臨時国会に提出された場合に限る。	第二十七回臨時国会に提出された場合に限る。	

裏面白紙

別紙添付

総第一二九二号

昭和三十二年十月二十六日

外務大臣官房

外務参事官

斎藤 瑱



内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官

殿

第二十八回（通常会）国会に提出予定の法律
案及び条約件名並びに要旨送付の件

十月十一日付内閣閣甲第七六号貴信をもつてお申越しのあつた
第二十八回（通常会）国会に提出予定の当省関係法律案及び条約
件名並びに要旨別添送付する。

外務省

裏面白紙

第二十八回（通常会）国会に提出予定の法律案及び条約

一、法律案 三件

内 第一類 二件
第二類 一件

二、条約 十八件

内 第一類 二件
第二類 十六件

外務省

第二十八回（通常会）国会に提出予定の法律案及び条約

（昭和三十一年一月一日）
（外務省）

一、法律案（三件）

第一類 第二類	件名	提出趣旨
10	外務省設置法の一部を改正する法律案	〇「外務省設置法」中に次の措置をとるため 1. 事務次官補一人を置く。 2. 経済局に経済調査部を新設する。 3. 経済協力局を新設する。 4. アジア局に置かれた賠償部を経済協力局に移す。 5. 国際協力局を国際連合局に改める（名称変更）。 6. 情報文化局を情報局に改める（名称変更）。 7. 情報局に文化部を新設する。 8. 外務省関西事務所を新設する。 〇「在外公館の名称及び位置を定める法律」及び「在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律」中に次の措置をとるため 昭和三十三年度予算をもつて新設予定の在外公館の名称及び位置を定める（参考） 昭和三十三年度予算をもつて新設すべく予算要求中のものは、次のとおりである。 在ハンガリー日本国公使館 在ガーナ日本国公使館
	2. 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案	

○

3 海外移住法（仮称）案

在ウラジオストク日本国総領事館
在マドラス
在ヒューストン日本国領事館
在レンフェ
在ポルト・アレグレ
2 右新設予定の各公館に勤務する外務
公務員に対して支給する在勤俸の支給
額を定める
○ 移住の促進奨励及び移住者の保護の目的
をもつて、所要事項（移住の基本理念、資
金の援助又は補助、移住事業団体、移住
事業の助成及び監督等）につき、法律を
もつて規定せんとするため

（参考）

- (1) 1. 及び 2. の法律案は、予算措置が必要なので、法制局の審査を受けるのは、明年一
月中旬当省予算の最終的決定後となる見込み
- (2) 3. の法律案は、十二月初旬から、法制局の審査を受けうるよう準備中

二、条約（十八件）

(一) 二国間条約（十三件）

第一類 第二類	件名	要旨
1	日英原子力基本協定 (交渉中)	○原子力の平和利用のための協力に関する基本的条項を定めたもの
2	日米原子力基本協定 (交渉中)	○原子力の平和利用のための協力に関する基本的条項を定めたもので、現行の原子力協定に代るもの
3	日・ソ通商協定 (交渉中)	○両国間の通商関係を規定するもの
4	日比通商議定書 (交渉中)	○主として関税及び輸出入手続の無差別待遇の原則を規定するもの
5	日印通商協定 (交渉中)	○両国間の通商関係を規定するもの
6	日英通商航海系約 (交渉中)	○西国間の居住通商航海に関する基本的事項を定めるもの
7	日・インドネシア賠償協定 (交渉中)	
8	日・ウイエトナム賠償協定 (交渉中)	
9	日比郵便小包協定 (交渉中)	○両国間の郵便小包の交換業務を規制するための協定
10	日・ビルマ郵便小包協定 (交渉中)	○両国間の郵便小包の交換業務を規制するための協定
11	日米郵便小包改訂協定 (交渉中)	○現行の協定を改訂するもの
12	日・パキスタン文化協定 (署名済)	

第一類	第二類	件名	要旨
	13. 日・エチオピア友好條約 (交渉中)		○ 友好關係の増進をはかるもの
(2)	多数国間条約(五件)		
	1. 政府間海事情議機關条約 (作成済、受諾)		○ 海運に関する諸般の問題を解決するため の國際機關(國連の専門機關、近く発足 の見込)を設立運営するための条約
	2. 國際連合の特権及び免除に関する条約 (加入)		○ 國連加盟國が國連に供与すべき特権免除 について規定するものであり、國連加盟 國の大半がその当事國となつてゐる。
	3. 千九百五十七年の万国郵便条約及び關 係諸約定 (署名済)		○ 現行条約及び諸約定の条文を改正し又は 組みなおすものである。
	4. 人身売買禁止条約 (加入)		○ 売春禁止に関する國際条約
	5. 國際労働機關採択の条約及び勧告の報 告		

ハ

七

大 蔵 省

文 秘 第 4 5 6 号

昭和 3 2 年 1 0 月 1 0 日

内 閣 参 事 官 殿

大蔵省大臣官房文書課長
佐 竹 浩



第 2 8 回国会（常会）提出予定法律案について

第 2 8 回国会（常会）に提出しようとする当省関係法律案については、昭和 3 3 年度予算の編成等との関連において未だ確定していないが、とりあえず、現在予定する法律案の件名及び提出趣旨を別紙のとおり提出いたします。

今後予算編成の進行に応じ提出を必要とする法律案が相当数追加されることも予想されますが、現在のところ正確な予想を立て難い事情にありますので、追加の際は格段の御配慮を願いたく、あらかじめ御願ひします。

なお、本件取扱いは厳に部外秘とされたく、あわせて御願ひします。

裏
面
白
紙

極秘

第28回国会(常会)提出予定法律案

(大蔵省)

案の分類	番号	法律案名	提出の趣旨
○	1	たばこ専売法の一部を改正する法律案	葉たばこ収納価格の決定を公正妥当なものとするため、日本専売公社に葉たばこ収納価格審議会を設置しようとするものである。(第22回国会で審議未了となつたもの。)
○	2	塩専売法の一部を改正する法律案	塩収納価格の決定を公正妥当なものとするため、日本専売公社に塩収納価格審議会を設置しようとするものである。(第22回国会で審議未了となつたもの。)
○	3	しよろろ専売法の一部を改正する法律案	烟製しよろろ原油の収納価格の決定を公正妥当なものとするため、日本専売公社にしよろろ収納価格審議会を設置しようとするものである。(第22回国会で審議未了となつたもの。)
○	4	製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案	日本専売公社が試験品として販売している「ホープ」及び「みどり」を更に継続して販売するため、日本専売公社製造たばこ価格表にこれらを追加するための措置を講じようとするものである。
○	5	補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案	補助金特例法は、昭和33年3月31日限りその効力を失うこととなるので、昭和33年度においても引き続きその効力を存続させる等所要の措置を講じようとするものである。
○	6	昭和32年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和32年産米穀について、前年度と同様、事前売渡申込に基き、政府に対して米穀を売り渡した者について、売渡の時期に応じて、玄米ノ石当り平均ノ400円を非課税としようとするものである。
○	7	国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案	国及び公社等の収入金又は支払金の金額について用いられている端数計算方法の適用範囲を拡大する等所要の措置を講じようとするものである。
○	8	特別徴借復旧特別会計法を廃止する法律案	特別徴借復旧特別会計の実体法である特別徴借復旧臨時措置法(昭和25年法律第176号)が昭和33年3月31日限りその効力を失うこととなるので、同特別会計を昭和32年度限り廃止するため、所要の措置を講じようとするものである。

○	昭和二十八年から昭和三十一年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案	昭和二十八年から昭和三十一年度において繰ぜられたきた国債の償還資金の繰入及び日本国有鉄道、日本電信電話公社の貸付法定債務の償還金並びに利子の帰属会計に関する特例措置を昭和三十一年度においても引き続き行うこととしようとするものである。
○	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案	「退職年金法案」(仮称)の制定に伴い、退職手当暫定措置法につき所要の改正措置を講じようとするものである。
○	国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案	「退職年金法案」(仮称)の制定に伴い、共済組合法について所要の改正を行おうとするものである。
○	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	特別職の職員の給与について、所要の改正措置を講じようとするものである。
○	関税法の一部を改正する法律案	密輸事件の現状にかんがみ、没収、追徴の規定の整備を図るとともに、船舶及び保税地域についての取締を期するため所要の改正措置を講じようとするものである。
○	関税定率法の一部を改正する法律案	てん菜糖生産の保護等を図るため、砂糖の関税を引き上げる等所要の改正を図ろうとするものである。
○	関税定率法の一部を改正する法律案	昭和三十三年三月三十一日限りで失効する関税の暫定的減免税品目のうち、所要のものについて減免税の期間を延長するため、所要の改正を図ろうとするものである。
○	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案	関税免税物品の売買等に伴う規制を適切にするため、譲受の制限に関する規定の整備等を図るため所要の措置を講じようとするものである。
○	税関貨物取扱人法案	税関貨物取扱人に対する主務大臣の監督の実情等にかんがみ、その資格要件の明確化等を函るとともに規定の全文を書き改めようとするものである。
○	資産再評価法及び再評価預立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案	企業経理の健全化を図り、あわせて自己資本充実に資するため、昭和三十六年二月三十一日を含む事業年度終了の日までに再評価預立金の最終処理を行わせるため、所要の措置を講じようとするものである。
○	連合国財産の返還に伴う損失の補償及び処理に関する法律案	連合国財産の返還に伴う損失の処理について所要の措置を講じようとするものである。

20	国有財産法の一部を改正する法律案	予算をもつて措置された皇室用財産の取得については、国会の議決を要しないものとする等のため所要の措置を講じようとするものである。
21	協同組織による金融事業の整備に関する法律案（仮称）	協同組織による金融事業に関する制度を整備改善し、事業分野の確立を期するとともに、その預金者等の保護を図ろうとするものである。
22	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	日本輸出入銀行の資本金の増加を図ろうとするものである。
23	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	日本開発銀行の資本金の増加を図るとともに、同行の借入金限度の制限を緩和しようとするものである。

文 部 省

文 部 省 第 78 号
昭和 52 年 10 月 14 日

内閣官房内閣参事官室
首 席 内 閣 参 事 官 殿

文部省大臣官房総務参事官
斎 藤 正

次期通常国会提出予定法律案について
標記法律案を別添のとおり提出しますのでよろしくお取
り計らい願います。

東京都千代田区霞ヶ隅3丁目4番地
電話・霞ヶ隅(58) 171~179
421~429

本件についての照会・回答には必ず
上記書類番号・月日を付して下さい。

裏
面
白
紙

○文 部 省 (二十二件) 内 (第一類 十七件)

第一類	第二類	件 名	要 旨	備 考
○		一 文部省設法のの一部を改正する法律案	体育局を設置する等所要の措置を講ずるものである。	
○		二 義務教育水準の確保に關する法律案	公立の義務教育諸学校に關し、級の確保を正統化し、及び教職員の確保を目的として、学級編制および教職員の配置に関するものである。	
○		三 義務教育諸学校および特別措置法の一部を改正する法律案	義務教育諸学校および特別措置法の二つの部分に於ける負担するよう措置するものである。	
○		四 公立の小学校及び中学校の教職員に対する給与に關する法律案	へき地に所在する公立の小・中学校の教職員に對し、必要の給与を支給するものとし、手当支給對象学校の指定基準、支給割合等について規定するとともに、単級手当ての措置を講ずるものである。	
○		五 学校図書法の一部を改正する法律案	私立学校の学校図書館についても、国庫補助金を交付できるように措置するものである。	
○		六 高等学校の学時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案	公立の高等学校の学時制教育および通信教育に對して、施設の充実に對し、必要の補助金を交付するよう措置するものである。	
○		七 産業教育振興法の一部を改正する法律案	職業の更新に對する修業について、職業訓練法に於ける措置するものとを明らかにするよう措置するものである。	
○		八 学校保健法案	学校の健康増進に關し、必要の事項を定め、児童生徒等の健康の保持増進を図るよう措置するものである。	

○	○	○	○		○	
				○		○
三三 日本学校給食会法の一部を改正する法律案	三二 学校給食法の一部を改正する法律案	三〇 義務教育諸学校施設費国庫負担法案	一九 私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案	一八 著作権法の一部を改正する法律案	一七 東京競技場法案	一六 社会教育法の一部を改正する法律案
日本給食会に対し、国が予算の範囲内で、学校給食用物資の購入に要する資金の全部または一部を貸付けることができるよう措置するものである。	幼稚園における学校給食の実施に關し、必要な措置を講ずるものがある。	学校施設関係の法令の整備を行い、義務教育諸学校の土地の買収、建築物の新設、改築増築に要する経費の二分の一を国が負担する等の措置を講ずるものである。	組合の事業の健全な発展を図るため、国が予算の範囲内で組合の短期給付事業に要する費用の一部を補助することができるよう措置するものである。	著作権侵害を防止する等のため所要の措置を講ずるものである。	国で建設中の陸上競技場、同付属の総合体育館の現在、国民体育会が、その効率的な運営に必要となる事業を行う目的で、特定法人に必要ない技術（仮称）を設立するよう措置するものである。	公民館を整備強化する等のため必要な措置を講ずるものである。

厚生省発総第四一号

昭和三十三年十月十四日

厚生大臣官房総務課長



内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

常会に提出予定の法律案の件名及び要旨について

昭和三十三年十月十一日内閣閣甲第七六号で御照会のあつた標記について、厚生省関係分を別紙の通り提出いたします。



第二十八回通常国会提出予定法律案件名表

◎ 厚生省 (二十一件) 内、第一類十三件 三二、一〇、一四
 第二類 八件

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○	○	1 厚生省設置法の一部を改正する法律案	(1) 公衆衛生局を分けて予防局及び環境衛生局とすること。 (2) 予防局に次長を設置すること。	
○	○	2 結核予防法の一部を改正する法律案	(1) 医療費公費負担制度については、健康診断等による新発見患者に対し、公費負担を行う医療の範囲を拡大するとともに、公費負担率(現行二分の一)を十分の八に、当該公費負担分に対する国庫補助率(現行二分の一)を十分の八に改	昭和三十三年要求予算と関連
○	○	3 保健所法の一部を改正する法律案	(2) 健康診断及び予防接種に要する経費の十分の八(現行二分の一又は三分の一)を国庫で負担すること。 (3) 従業禁止及び入院審査協議会を設置すること。	右に同じ。
○	○	4 性病予防法の一部を改正する法律案	保健所に要する経費に対する国庫負担率(現在創設費及び初年度調弁費二分の一、その他の諸費三分の一)を二分の一に改めること。 性病の健康診断は全額公費負担とし、健康診断及び治療に要する経費に対する国庫負担率(現行二分の一)ただし、保健所附置の診療所にあつては三分の一)を十分の八に改めること。	右に同じ。
○	○	5 精神衛生法の一部を改正する法律案	(1) 措置入院費に対する国庫補助率(現行二分の一)を十分の八に改めること。	右に同じ。

○ 6 清掃法の一部を改正する法律案	(2) 市町村等の地方公共団体立の精神病院の設置費に対して国庫補助を行うこと。 (1) 清掃施設の設置、構造設備、維持管理の規制について整備充実を図ること。 (2) その他必要な規定の整備を行うこと。	
○ 7 予防接種法の一部を改正する法律案	(1) ジンテリアの定期予防接種の時期を追加し、第二期として二年前後の期間に行うこととする。 (2) ジンテリアと百日せきとの第一期及び第二期の定期予防接種を同時に行うようにすること。 「婦女に売淫をさせた者等に関する勅令」の廃止に伴う改正を行うこと。	
○ 8 旅館業法の一部を改正する法律案		
○ 9 優生保護法の一部を改正する法律案	(1) 保健所附置の優生保護相談所を保健所に吸収すること。 (2) 優生手術に対する国庫負担について、都道府県の支弁義務を明記し、その他届出事項を拡大する等事務手続の適正化をはかること。	
○ 10 医療法の一部を改正する法律案	医療法人を第一種医療法人及び第二種医療法人の二種類とし、第一種医療法人については、新たな規制を加えるとともに、課税面における特典を附与し、第二種医療法人はおおむね現行医療法人と同様とすること。	
○ 11 医療金融公庫法案	医療機関の設置に必要な資金で、銀行その他一般の金融機関が融通すること困難とするものを取り扱う医療金融公庫を創設すること。	昭和三十三年年度要求予算と関連

○ 12 診療エックス線技師法の一部を改正する法律案	診療エックス線技師の業務にエックス線以外の医療用放射性物質の使用を加えるため、所要の条文の整理を行うこと。	
○ 13 薬事法案	薬事行政の運営の適正を期するため、必要な改正について検討中であること。	
○ 14 社会福祉事業法の一部を改正する法律案	(1) 社会福祉事業の範囲を拡張すること。 (2) 定款の絶対的記載事項を整理すること。 (3) その他所要の改正を行うこと。	
○ 15 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案	(1) 援護の実施機関は、社会福祉法人等の設置した身体障害者更生援護施設に対して施設収容の委託ができることとする。 (2) 右に伴い、当該費用の負担規定を整備すること。 (3) これらの施設の修理、改造等に要する費用について公費補助の途を開くこと。	昭和三十三年度要求予算と関連
○ 16 売春防止法の一部を改正する法律案	(1) 指定都市に婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設の設置を、都道府県に婦人保護施設の設置を、それぞれ義務づけること。 (2) 右に伴い、費用負担規定を整備すること。	右に同じ。
○ 17 児童福祉法の一部を改正する法律案	(1) 結核児童に対し療育措置の制度を設けること。 (2) 未熟児に対し家庭訪問指導、養育等の措置を講ずること。 (3) 妊産婦の健康診査に関する規定を設けること。 (4) 以上の措置に伴い、費用負担規定を整備すること。	右に同じ。
○ 18 母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案	(1) 高等学校の修学資金等の貸付限度額を引き上げること。 (2) 貸付金の償還猶予制度等を整備すること。	右に同じ。
○ 19 日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案	(1) 傷病手当金及び出産手当金制度を設けること。	右に同じ。

20 国民健康保険法案	(2) 療養の給付等の受給手続を簡素化すること。 (3) その他条文を整理すること。	右に同じ。
21 未帰還者の死亡推定に関する法律案(仮称)	市町村は原則として国民健康保険を行わなければならないこととし、保険給付の内容の充実と統一を図るほか、被保険者の保険料負担の公平及び給付内容の充実を図るため国庫補助制度を整備拡充する等、現行国民健康保険法を全面的に改正すること。	右に同じ。

備考

以上二十一件の法律案のほか、「戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案」の提出が必要となる場合が考えられ、臨時恩給等調査会の答申(おおむね十一月中旬)をまつてこの法律案の取扱を決定する予定である。

32文第176号

昭和32年10月16日

内閣官房総務課長殿

農林大臣官房文書課長



次期通常国会提出予定法律案等件名表について

このことにつき、別紙のとおり提出します。

裏面白紙

農林省

172

次期通常国会提出予定法律案等件名表

◎農林省（二十八件）内（ 第一類 二十二件
第二類 六件 ）

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		一、農林省設置法の一部を改正する法律案	試験研究機関の整備等の所要の改正を行う。	
○		二、農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	農林漁業金融公庫の資本金額を増加せしめる。	
	○	三、臨時肥料需給安定法の一部を改正する法律案	需給調整のため必要があるときは、生産業者の在庫量につき必要な指示をなしうる規定を設ける等の改正を行う。	
	○	四、農林協同組合法の一部を改正する法律案	事業運営の刷新強化・指導監督体制の強化拡充等を図るための所要の改正を行う。	

○		五、農林協同組合整備特別措置法の一部を改正する法律案	本法による整備組合の指定及び合併の勧告の期限を二箇年延長する措置を講ずる。	
	○	六、農林漁業組合職員共済組合法案（仮称）	農林漁業組合の職員の相互扶助事業を行い、その福利厚生をはかり、もつて農林漁業組合の振興に資するため、農林漁業組合職員共済組合を設立する。	
	○	七、農地官の設置に関する法律案（仮称）	農地調停、農地等の利用関係のあつ旋又は調停を行つてゐる小作官及び小作主事の身分、職務権限資格基準等を国家公務員たる農地官として整備する。	
○		八、農業水利法案（仮称）	農業生産の維持増進を図る目的の下に農業における水利利用を合理	

			化するための計画樹立、管理基準の設定、権利の調停等についての規定を設ける。
○	九 開拓融資保証法の一部を改正する法律案	中央開拓融資保証協会に対する政府出資額を増額する。	
○	一〇、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案	既入植者に対する貸付金の対象を拡大し、その貸付条件中償還期間を十二年に改める。	
○	一一、農地等災害復旧事業促進特別措置法案 (仮称)	農地等の災害復旧事業につき、その施設工事に対して利子補給を行う。	
○	一二、地すべり対策に関する法律案(仮称)	地すべり危険地域につき、地域指定を行い、地元を指導して、地すべり防止施設計画、土地利用計画を作成させ、所要の助成措置を	

[illegible]

○	○	○	○	
一六、有畜農家創設特別措置法の一部を改正する法律案	一七、蚕糸業法の一部を改正する法律案	一八、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案	一九、糸価安定特別会計法の一部を改正する法律案	
無畜農家の解消を目的としていたのを改めて、有畜農家の経営拡大に資するようにする。	蚕業技術指導組織を整備する。	現行の最低価格による生糸の買入の方法を一部改正し、これに伴い日本輸出生糸保管株式会社が政府及び民間の出資による特殊会社に改組する。	糸価安定特別会計の資金を日本輸出生糸保管会社の買入資金に選	

○	○	○	○	
二〇、麦作等改善資金に関する法律案（仮称）	二一、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案	二二、森林開発公団法の一部を改正する法律案	二三、狩猟法の一部を改正する法律案	
用でできるようにする。 麦作を中心として畑作及び水田裏作を改善するため、麦作等改善資金を設け、麦作農家の経営安定を図り、あわせて麦の政府買入価格決定の合理化に資する。	勘定区分の設定、一般会計繰入の明確化等の措置を講ずる。	事業地域を拡張し、債券発行の規定及び政府の債務保証の規定を設ける等の改正を行う。	野生鳥獣の保護及び捕獲の規制の適正化をはかるため所要の改正を行う。	

○	二四、分収造林法案(仮称)	土地所有者自ら造林できない土地を対象として民間資金を導入して分収形態による拡大造林の推進を図るため、所要の立法措置を講ずる。
○	二五、沿岸漁業振興法案(仮称)	沿岸漁業の振興を図るため特定、沿岸漁業振興地域を指定して、沿岸漁業振興計画を樹立し、国庫助成その他漁民の経営安定のための施策を実施するために必要な規定を設ける。
○	二六、鷹虎鴟鵂獣猟取締法の一部を改正する法律案	北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約の締結に伴い本法に所要の改正を加える。

○	二七、漁船再保険特別会計における特殊保険及び給与保険の再保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からの繰入金に関する法律案(仮称)	特殊保険及び給与保険の再保険事業について、昭和三十一年度及び昭和三十三年度における保険事故の異常な発生により生じた損失を一般会計から漁船再保険特別会計への繰入により補てんする。
○	二八、漁業制度調査会設置法案(仮称)	漁業調整制度及び水産業協同組合組織等漁業制度の基本的事項を調査審議させるため、水産庁に漁業制度調査会を設置する。

32 総議第 67 号

昭和 32 年 / 10 月 2 / 日

内閣官房内閣参事官室首席参事官 殿

通商産業大臣官房総務課長

常会に提出予定の法律案の件名等の報告
について

内閣閣甲第 76 号をもつて照会のあつた上記の件については、別
紙のとおり報告する。

別紙添附

裏
面
白
紙

裏面白紙

常会提出予定法律案の件名等

三二 一〇 二一

通商産業省（二五件）内（第一類一〇件、第二類一五件）

第一類	第二類	件名	要旨
○	○	1 通商産業省設置法の の一部を改正する法 律案	通商振興局、産業技術開発会議、特許庁顧問会議等を 設置するための改正を行う。
○		2 日本海外貿易振興 会法案	海外市場の調査、商品の展示紹介、貿易取引のあつせ おの基の業務を行う。特に出、役員の任命、その他必要な規定を おくものとす。
○		3 重要輸入物資の供 給の確保に関する特 別措置法案	輸入依存度が高く、かつ、需要度の高い重要原料で法 律で定めるものについて、確保を図るため、当該物資の低い重要 的な供給の確保を、特段の措置を講ずるものとする。上の特 等、に資する特段の措置を講ずるものとする。上の特 置等に資する特段の措置を講ずるものとする。上の特

	○	○		○	○
○			○		
9 正計 す量 る法 法の 案一 部を 改	8 に工 関業 する汚 る水 法等 案の 処 理	7 案 工業 用水 道事 業法	6 部を 輸出入 取引 法の 案一	5 を輸 出保 險法 の案 一部	4 進技 法術 者海 外派 遣促
量伴 法の 射 対放 象線 に線 加害 え係 止計 等法 の量 改位 正を 行め り、 も放 の射 で線 あ測 る。器 等 を計	設の 工監 業汚 水お よに び防 止水 施質 設汚 濁の 設置 防の 助す 成る を行 め、 汚水 の発 生施	規に 制、工 お布 業よ 設用 びの 水道 促進 の布 助成 を函 をた うめ び、 管の 理を 適る 水正 道に らし め、 とと の事 業も	でめ あの 組特 る殊 。織地 。お域 よに び対 その 運貿 用等 に統 一的 て、 定か めつ 、 う円 と消 すに 行も うた	事再付収 由保保で海 の險險き外 抵制をな 大度新の企 等の設こ業 所處すに 要止るに の、とよし 改保とつて 正險もて長 を事に受期 改由、け貸 えお現る付 るよ行損を 。ひ普失行 事通をつ 故輸てた の出ん者 明保補が 確換す貸 化にる付 、つ長金 保い期を 險て貸回	る務職い 。のまて技 一で、術 部の保交 は一障流 商定契の促 工期約進 会間をの 議は改の 所、府目 に保が的 行障締で わ給結海 せ付し外 るを、に こ行幣派 とう出遣 がも後さ での復れ きと職た るしま技 も、た術 のそは者 との再 す學就つ

裏面白紙

○	○	○	○	○	○
2/	20	19	18	17	16
商標法案	意匠法案	実用新案法案	特許法案	第一部電源開発促進法律の案	電気事業法案
譲渡商標権を営業と分離して移転することと商標権の自由使用取消の制度を強化する等の改正を行うことと。	意匠の改正を展覧会等で行う。等しをの改正を展覧会等で行う。	後と願も実用新案の特許権を認める。後と願も実用新案の特許権を認める。	み審で、判をなし、利をなし、止し、と記載する。無手続で定額の新設の特許を受ける。改行性の抗が。	すの卸電の料開発等。電源に開発調の審議会の附え、電源開発会社。	電法を電行事業法の規制に伴う現行電法と旧公営事業令との整合。

	○	○	
○			○
25 合中 法小 律の 案一 案企 部業 を等 改協 正同 す組	24 法中 案小 小企 業振 興助 成	23 事小 業中 出企 法業 案信 用保 險	22 弁理 士法 案
要退下、企 のに、改 改際新業 正し規組 をて加合 行の入の う制の事 も限際案 のののに で附現従 あ加物事 る等出す 。現資る 行を者 法可に の能対 不にす 備する なる組 点こ合 にと員 つ、比 い会率 て員の 所脱引	相小都 談企道中 事業府小 業の県企 に經お業 関管よの しおひ經 てよ收管 必び令お 要指でよ な導定ひ 規、め技 定中る術 を小市の 設企が合 け業行理 る就う化 も業中を の者小促 での企進 あ技業す る術診る 。再断た 教、め 育中、	資信 めを 金用事、強中 の保業中化小 預証出小し企 託協は企て業 業会全業、信 務に額信信用 を対政用用保 行す府保補險 うる出險完業 も融資事機務 の資と業能と と業し出の信 す務、を充用 るお中設分保 。よ小立な証 ひ企す効業 商業る果務 工信。をと 中用金保、 に險対業 す務、る、 た連	をにか 拡改人弁 張善が理 すしみ士 るて、の も素そ業 の質の務 であ向格重 る上要要 。を件性 図をと る厳難 と格難 としが に、加 試わ そ驗つ の制て 業度き 務をた の合こ 範理と 囲的に

(注)

下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案については現在公正取引委員会と協議中である。

裏面白紙

官文第一〇七六号

昭和三十三年十月十七日

運輸事務次官



内閣官房副長官 殿

第二十八回通常国会提出予定法律案について

右について、運輸省関係の法律案の件名及び要旨を別紙の通り報告いたします。

運輸省

第二十八回通常国会提出予定法律案

運輸省(二十五件) 内(第一類十三件 第二類十二件)

第一類	第二類	法律案件名	要旨	考備
○	一	移民船の建造及び運航に対する助成に 関する法律案	移民船の整備を図り、国の移住計画に基く移住者の輸送の円滑な遂行に資するため、移民船の建造及び運航について、助成措置を講ずる。	
○	二	太平洋横断客船の 建造及び運航に対す る助成に関する法律案	太平洋における旅客定期航路の整備拡充を図り、観光事業の振興に寄与し、もつて国際収支の改善に資するため、太平洋横断客船の建造及び運航につき、助成措置を講ずる。	
○	三	北海道貨物定期航 路補助法案	国鉄輸送力の現状に鑑み、北海道発本州向けの貨物輸送力の逼迫を緩和し、北海道の開発を促進し、もつてわが国経済の発展に寄与するため、北海道―本州間の貨物定期航路事業者が、北海道発本州向けの農林物資を輸送する場合に、海送費と値上げ前の国鉄運賃による陸送費との差額を政府が貨物定期航路事業者に対し、補助する。	
○	四	離島航路整備法の 一部を改正する法律 案	離島航路事業者が、その事業の用に供する船舶を建造するに当り、所要資金を金融機関に求めることが困難なときは、建造資金の一部を補助する旨の規定を設け、これに伴う強制附保、補助金の流用禁止、交付の停止及び返還、固定資産税の免除等に関する規定を整備する。	
○	五	港則法の一部を改 正する法律案	船舶交通事情の変化に伴い、特定港の追加又は廃止をする必要があるので、別表を整備する。	
○	六	港域法の一部を改 正する法律案	港湾事情の変化に伴い、新たに、港域を定め、若しくは港域を変更し、又は港名を変更する等の必要があるもので、別表を整備する。	
			鋼製船舶の建造価格の低減を図り、我が国海運の国際競争力の強化と船舶輸出入貿易の健全な発展に資するとともに、造船業の健全な発達を図るため、総トン数五百トン以上又は長さ	

七 造船用特殊規格鋼材の特殊規格割増料低減に関する臨時措置法案	五十メートル以上の鋼製の船舶であつて、国際航海に従事するもの（輸出のため建造されるものにあつては、運輸省令で定める鋼製の船舶）に係る造船用特殊規格鋼材の購入について、割増料の国際比価を平準化するため、造船事業者に対し、助成金を交付する。
八 船員最低賃金法案	船員の賃金について最低の基準を定めることにより、船員の生活の向上を図り、併せて、企業の公正競争と雇用の近代化を促進する。 なお、本法の重要事項を審議する諮問機関として船員最低賃金審議会を設ける。
九 船員福祉事業の助成に関する法律案	船員の福祉の増進を図るため、船員福祉事業を営むものに対し補助金の交付その他必要な措置を講ずるものとし、本法の目的を達成するため、諮問機関として船員福祉審議会を設ける。
十 特定産業関連港湾緊急整備特別措置法案	製鉄、精油その他の基幹産業に関連する重要な機能を営む港湾を急速に整備するため、国の直轄工事その他これに必要な特別措置を定める。
十一 日本国有鉄道新線建設の補助に関する法律案	国鉄新線建設に当られた借入金及び鉄道債券の利子を政府が補助することによつて、必要な鉄道網の整備を促進する。 補助額は、毎年度、当該新線建設に係る当該年度に支払うべき利子額を限度とする。
十二 地方鉄道軌道の災害復旧等に関する特別措置法案	天災を受けた地方鉄道又は軌道（以下「地方鉄道」という。）の経営者が自力で復旧することが困難であり、当該地方鉄道の復旧が民生の安定及び産業の復興上必要であると認められるときは、政府が、補助を与える等の措置を講じて、当該地方鉄道の再建整備を促進する。 なお、地方鉄道の災害復旧費が最近一年間の営業収入の一割以上である場合に補助するものとし、政府は、災害を受けた

十三 踏切保安設備緊急整備特別措置法案	地方鉄道を、国鉄に出資するため、運輸審議会の諮問を経て、買収することができることとし、昭和三十二年七月西九州における水害を受けた地方鉄道にも適用することとする。 現に存する踏切道の踏切保安設備について設置の基準を定め、その基準に達するよう緊急に整備することにより交通事故の防止を図る。 このため、鉄道事業者は、この法律施行の日から三年以内に運輸省令で定める基準に適合するよう踏切保安設備を整備しなければならぬこととする。 私人である鉄道事業者が、この法律の規定により踏切保安設備を整備しようとするときは、費用の二分の一を国が補助するものとする。 社会情勢の変化に伴う輸送事情に照らし、実情に即するよう規
十四 鉄道営業法の一部を改正する法律案	定の整備を図る。 自動車ターミナルの適正な運営を確保すると共にその整備を促進し、都市における自動車輸送及び長距離自動車輸送の健全な発達を図るため、自動車ターミナルの整備計画を策定し、位置、規模、構造、設備、使用料金その他業務の運営に係る必要な監理について規制する。
十五 自動車ターミナル法案	大都市の道路交通ラッシュ時における乗合バス輸送力の増強及び乗合バス利用客の利便を図るため、整備計画に適合した地点における主要なバスターミナルの建設整備を促進するため、建設補助金の交付、国家資金の貸付、国有財産の無償貸付、地方税の減免、道路占用料の免除等の必要な助成措置を講ずる。
十六 バスターミナル整備特別措置法案	航空機の安全性、航空従事者の技能証明、航空保安施設の管理その他の規定を整備し、併せて、手数料の額を適正化する。
十七 航空法の一部を改正する法律案	

○ 十八 運輸省設置法 の一部を改正する 法律案	運輸省の内部々局、附属機関等につき、機構の整備を図るため、 所要の改正をする。
○ 十九 国際観光ホテ ル整備法の一部を 改正する法律案	外客の著増と来訪客層の拡大傾向にかんがみ、外客向の宿泊施 設の整備及び接遇の改善に資するため、本法の登録基準等に所 要の改正を行うとともに、その助成条項の充実合理化を図り、 もつて外客受入体制の確立を促進する。
○ 二十 通訳案内業法 の一部を改正する 法律案	外客の著増と来訪客層の拡大傾向にかんがみ、地方観光地にお ける通訳案内業者の供給の増大と料金の引下げに資するため、 新たに地方ガイドの制度を設け、外客接遇の充実改善を図る。 存続期間を延長するほか、インドネシアとの平和の回復が、別 に二国間条約によつて行われる場合には現行法の内容をも改正 する。
○ 二十一 捕獲審検所 の検定の再審査に 関する法律の一部	
○ 二十二 航路標識法 の一部を改正する 法律案	航路標識の設置及び管理に関する監督規定を整備する。
○ 二十三 海難審判法 の一部を改正する 法律案	海難審判の適正かつ促進を図るため、国選補佐人制度を設け、 また、海難審判庁に海難審判庁調査官及び海難審 判庁副理事官を置く等、所要の改正を行う。
○ 二十四 特定産業関 連港湾緊急整備特 別会計法案	特定産業関連港湾緊急整備特別措置法（案）に基く港湾工事に 関する経理を明確にするため、特別会計を設ける。
○ 二十五 国有港湾工 事用船舶等整備特 別会計法案	港湾工事力を急速に増強するため、国有港湾工事用船舶等の管 理及び処分に関して特別会計を設ける。

大提出
省の
か
ち
定
予
同
右

510571

郵文才四一一号

昭和三十三年十月二十四日

郵政大臣官房文書課長



内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

常会に提出予定の法律案の件名、要旨の照会について

右については、さしむき別紙のとおりであります。

なお、このほかに未確定のものがありますが、確定次才追報
いたしますから、よろしくお取り計らいを願います。

郵政省

(印)

裏面白紙

郵政省（十一件）内 才一類 三件
才二類 八件

才一類	才二類
件名	要旨
○ 一、郵政省設置法の一部を改正する法律案	郵政本省の組織を次のとおり改めようとするものである。 1. 省名を通信省とする。 2. 官房長を設ける。 3. 電気通信監理局を設ける。 4. 官房にある人事、資材、建築各部をそれぞれ独立の部局とする。 5. 電波監理局に部制を設ける。 6. その他所要の改正
○ 二、郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部を改正する法律案	郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所における郵便切手類および印紙の売さばき手数料率を、社会的情勢の変化に応じ引上げようとするものである。

○ 三、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案

本制度制定後の情勢の変化に應じ、寄付金の使途の範囲を社会的要請に即応せしめることと、寄付金の適正な管理ならびに寄付金の使途の監査等を明確にしうとするものである。

○ 四、郵便為替法の一部を改正する法律案

現在電信為替は、速達により証書を受取人に送達しているが、為替の振出当日現金化できないもののがかなり多いので、受取人の居宅に為替金を送達する方法により払渡をすることとし、スピード化を図ろうとするものである。

○ 五、郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

郵便振替貯金の小切手払については、郵便局から地方貯金局に対し、口座の現在高を電報または電話によつて照会して払渡に應じているが、これを郵便局において、照会せずに、すみやかに支払ができるようにし、また、小切手払の料金を徴収しているが、これは一般の小切手の取引通念に反することともなるので、これを免除しようとするもの等である。

六 郵便貯金の旧預金者等に
対する旧大蔵省預金部資
金に属する運用資産の増
加額の分配に關し大蔵省
預金部等損失特別処理法
才四条の特例を定める法
律案

七 簡易生命保険法の一部を
改正する法律案

郵便貯金および郵便振替貯金の預金者および加入者の才二封鎖預金等は、昭和二十四年二月二十一日大蔵省預金部等損失特別処理法によつて、その権利が切り捨てられたままになつてゐるが、民間預貯金の才二封鎖預金等については、すでに利益金の分配が行われた關係もあつて、郵便貯金の旧預金者等からも同様の措置を講ずるよう強い要望があるので、資金運用部の運用資産の増加額の一部を一般会計から旧大蔵省預金部に繰り入れられた補償金を返済するに先だつて預金者に分配しようとするものである。

現下の經濟事情にかんがみるときは、現行の保険金最高制限額二十万円をもつてしては、加入者の老後の生活安定を図り、遺族の当座の生活を保障するという簡易保険本来の使命を達成するにじゅうぶんとは考えられないので、これを三十万円まで引上げようとするものである。

○	八、公衆電気通信法の一部を改正する法律案	現行の公衆電気通信法に、現在試行中の加入電信（テレックス）制度の規定がないので、これに関する規定を加える等の改正を行おうとするものである。
○	九、地域団体加入電話に関する法律案	農山漁村等電話の普及が困難と認められる地域において団体加入によつて電話加入を認めようとするものであつて、現行の加入電話とは種類の異つた役務を提供できるようにしようとするものである。
○	十、電話加入権質に関する臨時特例法	電話加入権質は、現行法においては禁止されているが、中小企業者等の金融難緩和の目的のために、一定の条件のもとに特例的に電話加入権を質権の目的とすることを認めようとするものである。
○	十一、電波法の一部を改正する法律案	電波科学の進歩および電波の利用分野の拡大等に対処することを目的として、現行電波法の各条項にわたつて検討を行つて所要の改正を行おうとするものである。

総収第三三三号

昭和三十二年十月十四日

労働大臣官房総務課長



内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官殿

常会に提出予定の法律案の件名、要旨について

昭和三十二年十月十一日内閣閣用第七六号をもつて照会のあつた
標記については、別紙のとおり提出する。



192

◎労働省（四件）内（第一類二件）
第二類二件）

第一類	第二類	件名	要旨
○	○	職業訓練法案（仮称）	労働者の職業的知識及び技能を習得させ又は向上させることにより、産業に必要な技能労働力を培養し、雇用問題の解決及び生産性の向上に資するため現行の各種職業訓練を統合整備して総合的な職業訓練制度を確立する。
○	○	最低賃金法案（仮称）	労働者の賃金について、必要な業種、職業又は地域に応じその最低基準を確保するため、わが国の実情に即する最低賃金制度を定めることにより、労働条件の向上を図るとともに、企業の公正競争、雇用の近代化を促進し、わが国経済の健全な発展に資する。
○	○	失業保険法の一部を改正する法律案	小規模事業の雇用労働者に対する社会保障を充実する施策の一環として、従業員五人未満の事業所における労働者が失業保険の被保険者となることを容易にするため、その手続を簡易にするものである。
○	○	労働省設置法の一部を改正する法律案	前記諸法律案の実施に伴い、職業訓練部の設置等所要の改正を加えるものである。

(注)

- ① 公共企業体等労働関係法の改正については、検討中であり、通常国会提出の有無については、決定していない。
- ② 最低賃金法を実施するに当り、特に中小企業者の経営の円滑な運営を確保するため、当省としては、関係各省と連絡の上関係法律の改正を検討致したいと考えてある。

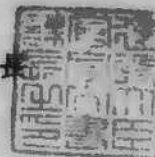
建設省

建審閣第47号

昭和32年10月15日

内閣官房内閣参事官室
首席内閣参事官 殿

建設大臣官房文書課長



常会に提出予定の法律案の件名等について

昭和32年10月11日付内閣閣甲第76号で
照会のあつた標記について、建設省所管分を別紙
のとおり送付するから、よろしくお取り計らい願
いたい。

裏
面
白
紙

次期通常国会提出予定法律案概要

昭三十三・十四
建設省

◎ 建設省

二十一件

内（オ一類 十二件
オ二類 九件）

件名	要旨	備考
一、建設省設置法の一部を改正する法律案	大臣官房に建設業部を新設するとともに、地方支分部局として北陸地方建設局及び四国地方建設局を新設する等の改正を行うものである。	
二、建設業法の一部を改正する法律案	建設業者のうち、 <u>総合建設業者</u> に ついて登録制を許可制に改め、許可制施行上必要な許可の要件、手続等について規定しようとするものである。	
三、下水道法案	現行下水道法を全面的に改正して、下水道の設置管理、利用、費用の負担等に関し必要な規定を整	

(1)

件名	要旨	備考
四、屋外広告物法案	都市及び観光地等の美観風致を維持するため、現行屋外広告物法を全面的に改正して、音による広告を規制の対象に加えるとともに屋外広告物の表示の禁止制限等の措置をとり、及び屋外広告物業の登録の制度を設ける等屋外広告物の規制に關し必要な規定を整備しようとするものである。	
五、土地收用法の一部を改正する法律案	土地の收用を迅速かつ合理的にするため、緊急收用の制度を創設し、都道府県收用委員会に代えて建設省の外局としてブロックごとの收用委員会を設けるほか、手続の合理化を図る等、必要な規定を整備しようとするものである。	

(2)

	○	○
六 土地区画整理法の一部を改正する法律案	七 都市の地下利用に関する法律案(仮称)	八 地すべり防止法案
土地区画整理法施行後の実績にかんがみ、土地区画整理事業施行の手續、土地区画整理審議会、保留地等に関する規定を整備する等所要の改正をしようとするものである。	都市の地下を利用する鉄道、駐車場、上下水道、商店街等の各種の施設の設置、管理に關し必要な調整を加える等都市の地下利用の適正化、合理化を図るため必要な規定を設けようとするものである。	地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止地域を指定し、当該区域内における地すべりによる災害防止の施設の新設、改築等を行うとともに、当該区域内の工作物の新築、改築等一定

(3)

	○	○
九 公共土木施設災害関連事業費国庫負担法案	十 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法案の一部を改	
公共土木施設の災害復旧事業に加えて、当該復旧事業の箇所又はこれを含めた一連の施設について再び災害をこうむることを防止し、又は機能の増大を図るため、地方公共団体又はその機関が施行する災害関連事業に関する国の負担等について所要の規定を設けようとするものである。	公共土木施設の災害復旧事業について一箇所の工事とみなされる場合の基準を拡張するとともに、公共土木施設の範囲に下水道を加えようとするものである。	の行為を禁止又は制限するほか、当該区域にある家屋等の移転等に対し助成措置を講ずること等について規定しようとするものである。

(4)

		○	
	○		
正する法律案	十一、特定治水事業促進法案	治水事業の促進を図るため、治水事業五箇年計画の作成及び実施等に関し必要な事項を定めようとするものである。	
十二、河川法の一部を改正する法律案	水質を汚濁するおそれのある行為の禁止制限に関する規定の整備等河川管理に関し必要な改正をしようとするものである。		
十三、水害予防組合法案	現行水害予防組合法を全面的に改正し、組合の区域、組合員、組合費の徴収方法、組合会議員の選挙及び組合の行う事業に要する経費の補助等について規定しようとするものである。		

(5)

	○		
		○	
十四、道路法の一部を改正する法律案	一級国道の管理は、原則として建設大臣が行うこととする。自動車以外の方法による道路の通行の禁止又は制限等について所要の改正をしようとするものである。		
十五、道路整備基金法案(仮称)	道路整備十箇年計画の決定、その実施に要する費用の財源措置等について必要な事項を定めようとするものである。		
十六、産業労働者住宅資金融通法の一部を改正する法律案	中小企業の労働者に対する産業労働者住宅の供給を容易ならしめる為、産業労働者住宅を建設しようとするものに対する住宅金融公庫の融資率を引上げる等の措置を講じようとするものである。		

(6)

取
止
め

	○	○
	×	
十七 公営住宅法の一部を改正する法律案	十八 耐火建築促進法の一部を改正する法律案	十九 住宅融資保険法の一部を改正する法律案
公営住宅の供給を特に低額所得者の家賃負担能力に即応させるために、家賃の減額を行い、これに伴う事業主体の経営費の不足分を補助する等の措置を講じようとするものである。	新たに特殊防火建築帯の制度を設け、これが造成に對して高率補助を行おうとするものである。	住宅融資保険業務の実施状況にかんがみ、保険関係が成立する貸付に、中高層耐火建築物等の住宅部分以外の部分の建設資金に對する貸付を加える等の措置を講じ、利用の拡大を図ろうとするものである。

(7)

	○	○
二十 建築基準法の一部を改正する法律案	二十一 不良住宅地区改良法の一部を改正する法律案	二十二 不良住宅地区の改良を促進するため、事業施行者に対し、改良住宅建設事業費の五分の四以内を補助する等の措置を講じようとするものである。
防火及び道路に関する規定を整備するとともに、用途地域内の建築制限、建築関係の手續の簡素化等について所要の改正をしようとするものである。	不良住宅地区の改良を促進するため、事業施行者に対し、改良住宅建設事業費の五分の四以内を補助する等の措置を講じようとするものである。	

(8)

管管一 / / / 2

昭和32年 / 0月 / 5日

内閣官房内閣参事官室前市内閣参事官 殿

人事院事務総局管理局管理課長



常会に提出予定の法律案の件名、要旨の照会について(回答)

(対昭和32年 / 0月 / 1日付内閣関甲第76号)

取記については取当事項がありません。

以 上

裏
面
白
紙

裏面白紙

法制局総発第一一二号

昭和三十三年十月十六日

法制局長官総務室主幹

内閣参事官室首席参事官 殿



常会に提出予定の法律案の件名、要旨の照会について（回答）

昭和三十三年十月十一日内閣閣甲第七六号をもつて御照会のあった標記の件については、当局においては、提出予定の法律案はありませんから、御通知いたします。

法制局

裏面白紙

◎ 總理府（公務員制度調査室）（一件）内（第一類一件）

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		一 一般職の職員の給与に 関する法律の一部を改正 する法律案	人事院勧告に基き一般職 の職員に通勤手当を支給し ようとするもの	

總理府

裏面白紙

◎ 宮内庁（一件）（第一類）

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		皇室経済法施行法の 一部を改正する法律案	過去の実績と最近の状勢 にかんがみ、内廷費及び皇 族費の定額を改訂しようと するもの	

八号紙

宮内庁

行政管理局（一件）内（第一類 一件し）

第一類	第二類	件名	要旨	備考
	○	行政管理局設置法の の一部を改正する 法律案	一、本庁の地方支分部局たる管区及び 地方行政監察局の所掌事務を拡充し て本庁三局共通の最先機関としての 業務を行うように改正する。 二、右に伴い名称をそれぞれ管区及び 地方行政管理局とし、又管区の上に 冠する地域名を従来の都、府県名か ら、プロツク（例えば関東、中部、 近畿、東北の如く）の名称に改める。 三、管区行政管理局の事務量の増加に 対応して従来の二部一課制を三部制 に改める。 四、北海道における市の新設（土別市、 紋別市、名寄市、模範市）に伴い札 幌管内地方局の管轄区域の指定内 容を改めると共に、函館地方局の管 轄区域が業務実施上支障があるので これを改め、後志支庁を同局の管轄 区域に移そうとするもの	

別添

防衛庁（追加一件）

類別	法律案件名	要旨
第一類	防衛庁職員給与法の 一部を改正する法律	通勤手当の新設及び航空手当等の額に 関する規定を改めること。

32総第359号

昭和32年12月27日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

科学技術庁長官官房長



第28回通常国会提出予定法律案について

さきに、当庁の国会提出予定法律案を通報したが、都合により「株式会社科学研究所法の一部を改正する法律案」の提出は、取り止め、これに代えて別添の法律案（科学技術研究所法案）1件を、追加いたしたいので、よろしくお取り計らい願います。

事務用品 5号

科学技術庁

裏面
白紙

◎科学技術庁（第二十八回通常国会提出予定法律案（追加））

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		科学技術研究 所法	現在の株式会社科学研究 所を特殊法人に改組して、 科学技術に關する基礎、応 用及び実用化までの研究を 総合的に行わせるとともに、 その有する施設を外部の研 究者にも利用させて、わが 国科学技術の飛躍的向上に 貢献させようとするもので ある。	

科学技術庁

事務用品 5号

部外秘

蔵省

供覧

内閣官房長官

總理府秘書長

文秘第565号

昭和32年12月11日

大蔵省
追加
2件

内閣閣員
甲第76号
2席

内閣官房長官

總理府秘書長

内閣官房参事官室首席参事官 殿

大蔵省大臣官房文書課長

佐竹 浩

内閣官房長官
總理府秘書長
内閣閣員

第28回国会に提出を予定している法律案のうち、その後次のように異動がありましたから、よろしくお取り計らい願います。

記

(1) 追加すべきもの

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

(要旨) 審議未了となつた法律案のうち、健康保険法一部改正法施行に伴う、短期給付に関連する部分のみについて、一部改正を行おうとするものである。

(2) 削除すべきもの

資産再評価法及び再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案



裏面白紙

裏面白紙

官文第一三〇〇号

昭和三十三年十二月十二日

運輸大臣官房文書課長

総理府大臣官房総務課長殿

第二十八回通常国会提出予定法律案の変更について

十一月十六日次官会議において御連絡のあつた右の件について、
次のとおり報告いたしますから、よろしくお取り計らい願います。

○ 提出を取り止めることとした法律案
港域法の一部を改正する法律案

一件

運輸省

裏面白紙

郵文才四八七号

昭和三十一年十一月二十九日

郵政省

郵政大臣官房文書課



内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官 殿

常会に提出予定の法律案の件名、要旨の照会について

右については、さる十月二十四日付郵文第四一一号および十一月二十日付郵文第四七二号で提出しておきましたが、さらに別紙のとおり二件追加することとなりましたので、よろしくお取り計らいをお願いします。

裏面白紙

郵政省（追加二件） 才一類二件

郵政省

才一類	才二類	件名	要旨
○	○	一、郵便貯金法の一部を改正する法律案 二、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案	目下大蔵省において検討中の減税貯蓄制度を郵便貯金にも創設する等の改正を行うものである。 日本電信電話公社の監査機能を充実するため、公社に郵政大臣の任命に基く監事を設けようとするものである。

総南連第一〇三八号

昭和三十三年十二月九日

南方連絡事務局長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

常会に提出しようとする法律案の追加について
右について、別紙（六部）のように「総理府設置法の一部を改
正する法律案」を追加提出する予定でありますので、報告いたし
ます。

総理府

裏面白紙

2/2 1/2

裏面白紙

南方連絡事務局（一件）内（第一類一件）（追加分）

第一類第一類件	名	要	旨	備考
○		一 總理府設置法の一部を改正する法律案	總理府本府の附屬機関である南方連絡事務局を、その名称を南方事務局とし、總理府本府の内務部局としよとするものである	

總理府

212 7/5

裏面白紙

丙閣閣印第七二號

供覧

内閣官房

總南連第九八〇号

昭和三十一年十一月二十日

南方連絡事務局 長

内閣官房

内閣官房

殿



總理府秘書長官

内閣總理大臣官房総務課長

常会に提出しようとする法律案について

右について、本局におきましては、別紙（六部）のように「南方地域開発株式会社法案」を提出する予定でありますので、報告いたします。

進出 三十二件
件名等 五件
取込み 十件

總理府

裏面白紙

南方連絡事務局（一件）内（第一類一件）

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		一 南方地域開発株式会社 法案	南方地域の特殊産業の振興を助成し、 その生産物の価格安定を図るととも に、その未開発特殊物産に関する調 査研究、指導援助を行う南方地域開 発株式会社を、政府がその資本の半 額を出資して設立しようとするもの	備考

総理府

裏面白紙

215

(別紙) 総理府恩給局			
	法律案等件名	要旨	通常国会に提出を必要とする理由
	臨時恩給等調査会設置法廃止に関する法律案。	臨時恩給等調査会を廃止する。	臨時恩給等調査会設置法第六条による報告を終え、その任務が終了したためである。
			恩給法の一部を改正する法律案が提出されることとなれば、その附則に於て行り予定である。

総理府恩給局

行管秘第四七四号

昭和三十三年十二月六日

行政管理庁長官官房秘書課長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

常会に提出予定の法律案の変更について

(昭和三十三年十月二十八日行管秘第四〇八号関連)

原記については本年十月二十八日行管秘第四〇八号を以て報告したところでありましたが、本件についてその後左記の通り変更致しましたから御通知致します。

記

一、法律案の件名変更

統計法等の一部を改正する法律案を

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案に改めたこと

二、提出予定を取消した法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は都合により提出を見合せることとしたこと

行政管理庁

北開庶発第二〇八号

昭和三十三年十一月二十九日

北海道開発庁庶務課長

内閣総理大臣官房総務課長 殿

次期通常国会提出予定法律案の件名等の変更について
標記について、左記のとおり報告しますから宜しくお取り計ら
い願います。

記

訂正を要する件名

北海道地下資源開発促進法案

訂正後の件名

北海道地下資源開発株式会社法案

右件名の要旨

特殊法人である北海道地下資源開発株式会社を設立し、北

総 理 府

分 類

一 類

北海道における地下資源の調査及び開発を促進しようとする
ものである。

自乙総発第三一七号

昭和三十三年十二月三日

自治事務次



内閣官房長官殿

法律案要綱について

昭和三十三年九月五日事務次官等会議申し合せによる次通常国会提出予定の次の法律案要綱を別添のとおり送付します。

自治庁設置法の一部を改正する法律案
地方自治法の一部を改正する法律案

自治庁

行政書士法の一部を改正する法律案
奄美群島復興特別措置法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方財政法の一部を改正する法律案

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の一部を改正する法律案

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案

特別とん譲与税法の一部を改正する法律案

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

なお、さきに内閣官房長官あて提出した通常国会提出予定法律件名中次のものは、国会提出を取り止めることとしたので、あわせて、通知します。

交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案

(本案の内容は、地方交付税法の一部を改正する法律案中に吸収したものである。)

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律等の一部を改正する法律案
おつて、今回提出する法律案要綱中次の法律案は、前記文書による通知には記載されていなかったので申し添えます。

△ 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案

△ 特別とん譲与税法の一部を改正する法律案

△ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案

自治庁

裏面白紙

自治庁設置法の一部を改正する法律案要綱 (昭和卅貳年拾月卅日)

一 長官官房に官房長を置くものとする。

二 参与のうち、学識経験者から任命されるものの任期を二年と定めるものとする。

三 その他関係規定を整備すること。

地方自治法の一部を改正する法律案要綱

- 一 別表について所要の整備をすること。
- 二 その他所要の規定の整備をすること。

裏面白紙

行政書士法の一部を改正する法律案要綱兼

行政書士会に関する規定等の整備をすること。

裏面白紙

奄美群島復興特別措置法の一部を改正する
法律案要綱

- 一、当初五十年間で達成する目標のもとに樹立せられた復興計画を、その後の進捗状況にかんがみて、現地の実情に即応するよう十ヶ年に改めること。（法二）（附一）
- 二、奄美群島における災害復興事業については、公共土木施設災害復興事業費国庫負担法第四条の規定による国の負担率を、とくに五分の四とすること。（法六）
- 三、奄美群島復興事業に従事する者で、金庫、公庫、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることが困難なものに対し、必要な事業資金の供給を行うために奄美群島復興基金（以下「基金」という。）を置くものとする。（法十）
- 四、基金は、公法上の法人とし、その資本金は五億円とすること。（法十の七）
- 五、その他法の施行の実情にかんがみ、必要な規定の整備を伴うこと。

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱（昭三三、一一、二八）

（一）選挙区に関する事項

一 衆議院議員の選挙区の境界にわたって郡の廃合が行われた後、旧郡の境界にわたつてあらに町村の設置があつた場合において、当該町村の所属すべき選挙区については、政令で定める旨の規定を設けるものとする（法一三）。

二 都道府県の議会の議員の選挙区の画定方法を実情に則するよう是正するものとする（法一五）。

三 市町村の議会の議員の選挙における選挙人の所属すべき選挙区を定める住所とは、

選挙人名簿に記載された住所をいうものとする（法一五）。

（二）選挙人名簿に関する事項

一 基本選挙人名簿は、十二月三十日に確定するものとし、これに伴い、調製期限を十一月十日とし、総覧は、十一月十五日から十一月三十日まで行うものとする（法二〇）。

二 基本選挙人名簿に登録する際の住所要件は、六月十五日から同年九月十五日まで引き続き当該市町村の区域内に住所を有することとする（法二〇）。

（三）投票及び開票に関する事項

一 二以上の選挙を同時に行う場合において、投票及び開票の順序は、市町村の選挙管理委員会が決定するものとし、都道府県の選挙と市町村の選挙を同時に行う場合においては、都道府県の選挙管理委員会が決定するものとする（法新設）。

二 不在者投票は、市町村の区域外において職務若しくは業務に従事中等である場合はやむを得ない用務若しくは事故によって市町村の区域外に旅行中または滞在中等の場合においてできるものとする（法四九）。

三 開票社会人となるべき者として同一人を届出ることはできないものとする（法六二）。

四 開票社会人のくじには、候補者またはその代人が社会人であることができるものとする（法六二）。

(四) 選挙運動に関する事項

- 一 町村長の選挙についても、自動車一台または船舶一隻の使用を認めるものとする（一四一）。
- 二 選挙運動用無料葉書は、衆議院議員の選挙にあつては、候補者一人につき一万五千枚に増加し、都道府県知事の選挙にあつては、候補者一人につき一万五千枚に増加する外、当該都道府県の区域内の衆議院議員の選挙区の数が一を越える場合には、一を増すごとに三千枚を加えたものとする（一四二）。
- 三 選挙運動用ポスターは、衆議院議員の選挙にあつては、候補者一人につき八千枚に増加するものとする（一四三）。
- 四 町村の議会、議員及び長の選挙におけるポスターの枚数を三百枚に増加するものとする（一四四）。
- 五 参議院全国選出議員選挙における選挙運動用ポスターを当該ポスターに記載された掲示責任者の属する都道府県の区域外に掲示するときは、当該都道府県に住所を有する者を更に掲示責任者と定め、その者の住所氏名を表面に記載しなければならぬものとする（一四五）。

のとする（一四四）。

六 違法な選挙運動用文書、図画及び投票所を設けた場所の入口から約一町以内の区域に掲示された文書、図画の撤去に関する規定を削除すること（一四七）。

七 選挙新聞にあつては、第三種郵便物の認可のないものであつても、政令で指定するものは、選挙に関し、報道及び評論を掲載することが出来るものとする（一四八）。

八 社会演説会は、市長及び都道府県の選挙管理委員会の指定する町村において行うものとする（一五三）。

九 班別編成の方法による社会演説会における演説の順序は、社会演説会を行う期間を二または三の期間に分けて各別にくりで定めることが出来るものとする（一五六の二）。

(五) 争訟の処理に関する事項

選挙管理委員会が異議の申立て又は訴願の審査をする場合においては、選挙人、参选人等の出頭及び陳述を求めることが出来るものとする（新設）。

(六) その他規定の整備を行うこと。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案要綱

(昭三二一二二)

- 一 公職選挙法の一部改正に伴い、衆議院議員の選挙の候補者の選挙運動用ポスターの枚数を八千枚（現行五千枚）に増加することに伴い、ポスター用紙の経費の額を改めること。
- 二 投票管理者及び開票管理者並びに投票立会人、開票立会人、選挙立会人及び選挙分会立会人の費用弁償額を実情に即するように引き上げること。
- 三 人夫賃及び嘱託手当の額を実情に即するよう増額すること。
- 四 補欠選挙等の執行経費を基準額の三分の二に相当する額以内とする規定（法一七ノ一）を削除すること。
- 五 選挙等の執行経費の配付経費を基準額の百分の九十五に相当する額とする規定（附則三）を削除すること。
- 六 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。

地方交付税の一部を改正する法律(案)要綱集

第一 地方交付税の総額等に関する事項

地方交付税の総額は、所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二七・五(現行百分の二七・六)とする。

第二 基準財政需要額に関する事項

左により基準財政需要額の算定方法の合理化、かつ明確を図る。

一 単位費用に付て親水手当制度その他の制度の改革に伴い所要の改訂を行うとともに投資的経費の算入額を充実する等更に内容の合理化を図ること。

二 昭和三十一年度の特例として設けられた「特別措置費

償還費」について、本則中に経費の種類及び測定単位を設ける等経費の項目、測定単位について所要の合理化を図ること。

三 態容補正の算定方法について所要の改正を行うとともに特定債務償還費について当該地方団体の財政力によつて補正を行うことができるとする等補正方法の合理化を図ること。

第三 基準財政収入額に関する事項

左により基準財政収入額の算定方法の合理化を図ること。

一 住民税、法人税、酒税及び事業税に係る基準税額のうち算定過少又は算定過大と認められる額について、当該年度の特別交付税の算定の基礎には算入しないものとする。

こと。

二 住民税 法人税割及公事業税に係る基準税額について算定過少と認められる額がある地方団体については、当該過少算定額当額を積み立てて翌年度へ繰り越さなければならぬものとする。

三 前各項の外、基準財政需要額の算定の合理化等ともあわせ基準財政収入額の算定方法の合理化を図る。

第四 その他

一 地方交付税の算定事務等に内する道府県知事の権限を明確化するとともに、交付時期など、交付すべき額、特別交付税の算定期日等に関する規定の整備を図る。

二 地方交付税法の一部改正に伴い規定の整備を図るとともに

特別会計運用に必要な事務費を計上するため、交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三号）の一部を改正すること。

地方財政法の一部を改正する法律(案)要綱案

一 地方公共団体の長期間の財政運営の健全化に資するため、地方公共団体の積立金制度を整備すること。

二 都道府県が行う土木その他の建設事業に係る市町村の負担金について一定の限度を超えることができないものとする等、国、都道府県及び市町村相互の間における負担関係の適正化を図ること。

三 その他他規定の整備を図ること。

裏面白紙

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律
の一部を改正する法律(案)要綱案

左により、地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律の
一部を改正する。

直轄工事分組金に係る交付公債の利子を無利子とするもの
とすること。

(注) 本法律の所管は、大蔵省となっているものである。

公営企業金融公庫法の一部を改正する法律案要綱

一、公営企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、公営企業の健全な運営に資するため、低利かつ安定して資金を必要とする地方公共団体の公営企業の地方債につき、当該地方公共団体に対し、その資金を融通し、もつて地方公共団体の公営企業を推進し、住民の福祉の増進に寄与するとともに、あわせて地方公共団体の財政運営の健全化に資するため、必要な資金を融通することを目的とするものとする。

一、公庫の資本金を二十五億円に改め（現行五億円）、政府が産業投資特別会計からその全額を出資するものとする。

一、公庫の理事長を総裁に改めるものとする。

一、公庫の業務の範囲に地方公共団体に対する一時の借入資金の貸付並びに既発行の公営住宅及び公営企業に係る地方債の低利借替のために要する資金の貸付を加えるものとする。

ること。

一、公庫は、地方公共団体に対し資金の貸付に関する調査事務の一部を委託する場合に於いては、地方公共団体に対し、事務委託に要する費用を手数料として支払わなければならないものとする。

一、公庫は、主務大臣の認可を受け、政府及び金融機関から資金の借入をすることが出来るものとする。

一、公務員と公庫の職員との退職金に関する在職年数を通算することが出来る規定を新たに設けるものとする。

一、恩給その他所管の規定の整備を図るものとする。

裏面白紙

特別とん讓子^法段の一部を改正する法律案要綱

(昭和三、一二、二自治庁)

一の開港に係る市町村が二以上あるにもかかわらず、当該開港に入港する船舶に係る特別とん讓の納付地の関係から当該船舶に係る特別とん讓子段が一の市町村に付してのみ交付されることとなる現行讓子方法の合理化をばかるものとする事。

(昭和三三、一三、二自注)

国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部を改正する法律案要綱

国が所有する固定資産のうち日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に
基く行政協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律(昭和二十七年法律第百十号)
第二条の規定に基かないでアメリカ合衆国に使用させている固定資産が所在する市町
村に対しても国有提供施設等所在市町村助成交付金を交付する等交付対象となる固定資
産の範囲について合理化を図るものとする。

裏面白紙

◎科学技術庁 (第二十八回通常国会提出予定法律案(追加))

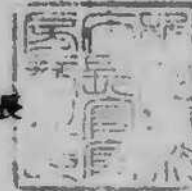
三二一—二〇

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		重要研究促進法案	特に国家的に重要な試験研究項目であつて、効率的にその遂行の促進を必要とするものを選定するとともにその総合的均衡的な推進を図るものとする。	

32総第306号
昭和32年11月28日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

科学技術庁長官官房長



第28回通常国会提出予定法律案
の追加について

さきに当庁の国会提出予定法律案を通知したが、別添の法律
案（重要研究促進法案）1件を追加いたしたいので、よろしく
お取り計らい願います。

事務用品 5号

科学技術庁

裏
面
白
紙

32総第318号
昭和32年11月30日

内閣総理大臣官房総務課長 殿

科学技術庁長官官房長



第28回通常国会提出予定法律案の追加について

さきに当庁の国会提出予定法律案を通知したが、別添の法律案
(株式会社科学研究所法の一部を改正する法律案)1件をさらに
追加いたしたいので、よろしくお取り計らい願います。

事務用品 5号

科学技術庁

裏面
白紙

裏面白紙

◎ 科学技術庁 (第二十八回通常国会提出予定法律案 (追加))

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		株式会社科学研究所法の一部を改正する法律案	株式会社科学研究所に対する出資は、今まで現金出資に限られていたが、この法律の改正によつて、現物出資も出来るようにしようとするものである。	

事務用品 5号

科学技術庁

株式会社科学研究所法の一部を改正する法律（案）

三二・一一・二八

科学技術庁

株式会社科学研究所法（昭和三十年法律第百六十号）の一部を次のように改正する。
第三條に次の三項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、政府は、研究所に対して土地又は建物その他の土地の定着物（以下この条において「土地等」という。）をもつて出資することができる。
- 3 前項の規定により出資する土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 4 前項に規定する評価委員その他評価に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

株式会社科学研究所に対して政府が現物出資をすることができるようになる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

参考

株式会社科学研究所法改正について

三三、一一、三八
企画調整局

一、株式会社科学研究所はその現在使用している土地・建物を科研化学株式会社から賃借しており、その土地・建物は科研化学株式会社の借入金に充当に入っており、不安定な状態である。

二、賃借している土地・建物を買取るとすれば、その価格はおよそ五億円である。

（昭和三十年九月に勸銀は三億円、三井信託は五億円と評価している。）

三、株式会社科学研究所がその使用している土地・建物を自らの所有とし、安定な状態とするためには上記の金額が必要であるが、現在運営的資金の出資が精一杯であり、買取りのための出資予算の計上は困難である。

四、よって予算の範囲外で現物出資することが考えられる。

(3)

五、現物出資のためには現行法ではその条文がないから現行法を改正して現物出資の系項を入れる必要がある。

(4)

六、科学研究所に対する現物出資については、大蔵省管財局が積極的であり、現在大蔵省内の意見をまとめつつある。

七、現物出資するための手段としては、政府が科研に対し科研化学の使用している土地・建物、その他（国有財産）を株式会社科学研究所に現物出資し、適当な機会に科学研究所と科研化学の両社間で交換することが考えられている。

八、参照条文

株式会社科学研究所法（草案）

（政府の出資）

第三条 政府は、予算の範囲^内において、研究所に対して出資することができる。

裏面白紙

第二十八回国会（常会）提出予定法律案件名追加

（昭和三一、一一、二〇秘印）

◎法務省一件

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		外国人登録法の 一部を改正する 法律案	本邦に滞在する期間が 一年に満たない者が、 外国人登録法所定の申 請をしても指紋の押な つを要しないこととし ようとすること	

第28回国会（常会）提出予定法律案 （大蔵省）

番号	分類	法律案件名	提出の趣旨
1	第2類	たばこ専売法の一部を改正する法律案	案たばこ収納価格の決定を公正妥当なものとするため、日本専売公社に案たばこ収納価格審議会を設置しようとするものである。（第26回国会で審議未了となつたもの。）
2	第2類	塩専売法の一部を改正する法律案	塩収納価格の決定を公正妥当なものとするため、日本専売公社に塩収納価格審議会を設置しようとするものである。（第26回国会で審議未了となつたもの。）
3	第2類	しよ油専売法の一部を改正する法律案	粗製しよ油、減収油の収納価格の決定を公正妥当なものとするため、日本専売公社にしよ油、減収納価格審議会を設置しようとするものである。（第26回国会で審議未了となつたもの。）
4	第2類	製造たばこの定価の決定又は改正に関する法律案の一部を改正する法律案	日本専売公社が試製品として販売している「本一ブ」及び「みどり」を更に継続して販売するため、日本専売公社製造たばこ価格表にこれらを追加するための措置を講じようとするものである。
5	第2類	公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	健康保険法一部改正法の施行に伴い、所定の改正を凶るとともに、恩給法との調整を凶らうとするものである。
6	第1類	補助金等の臨時特例等に關する法律の一部を改正する法律案	補助金特例法は、昭和33年3月31日限りその効力を失うこととなるので、昭和33年度においていとも引き続きその効力を存続させる等所要の措置を講じようとするものである。
7	第2類	国庫出納金等端数計算法の一部を改正する法律案	国及び公社等の収入金又は支払金の金額について適用されている端数計算万法の通用範囲を拡大する等の措置を講じようとするものである。
8	第1類	特別減価償却法を廃止する法律案	特別減価償却は特別会計の実体法である特別減価償却臨時措置法（昭和25年法律第176号）が昭和33年3月31日限りその効力を失うこととなるので、同特別会計を昭和33年度限り廃止するため、所定の措置を講じようとするものである。

9	第1類	昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における国債整理基金に充てらるべき資金の繰入の特例に関する法律の改正する法律案	昭和28年度から昭和33年度において行われてきた国債の償還資金の繰入及び日本国有鉄道、日本電信電話公社の貸付法定償還金の償還金並びに利子の繰戻金計に関する特例措置を昭和33年度においても引き続き行うこととして行うものである。
10	第1類	国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案	新退職年金制度の施行に伴い、退職手当暫定措置法につき所要の改正措置を講じようとするものである。
11	第1類	国家公務員共済組合法案	新退職年金制度を実施し、健康保険法の改正に伴い所要の措置を講ずるため、全額改正を行うとしようとするものである。
12	第1類	特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	特別職の職員の給与について、所要の改正措置を講じようとするものである。
13	第2類	昭和32年度米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案	昭和32年度米穀について、前年度と同様、事前売渡申込に達し、政府に対して米穀を売り渡した者について、売渡の時期に応じて、玄米1石当り平均1400円を非課税としようとするものである。
14	第1類	相続税法案	相続税の体系及び負担を改正する等相続税法を全文改正しようとするものである。
15	第1類	租税特別措置法等の一部を改正する法律案	相続税法の改正に伴い、所得税、法人税等の関係法令の整理を行おうとするものである。
16	第2類	関税法の一部を改正する法律案	密輸事件の現状にかんがみ、没収、追徴の現定の整備を図るとともに、船舶及び保税地域についての取締を講ずるため所要の改正措置を講じようとするものである。
17	第1類	関税定率法の一部を改正する法律案	てん菜糖生産の保護等を図るため、砂糖の関税を引き上げる等所要の改正を図ろうとするものである。
18	第1類	関税定率法の一部を改正する法律案	昭和33年3月31日限りで失効する関税の暫定的減免税品自のうち、所要のものについて減免税の期間を延長するため、所要の改正を図ろうとするものである。

日君の家
仲君家文

追ひ
加

19	第2類	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施に伴う関税法の臨時特例に関する法律案	関税免税物品の売買等に伴う規制を適切にするため、譲受の制限に関する規定の整備等を図るため、所要の措置を講じようとするものである。
20	第2類	資産再評価法及び再評価積立金の資本組入に関する法律の一部を改正する法律案	企業経理の健全化を図り、あわせて自己資本充実に資するため、昭和36年12月31日を含む事業年度終了の日までに再評価積立金の最終処理を行わせるため、所要の措置を講じようとするものである。
21	第1類	逓合国財産の返還に伴う損失の補償及び処理に関する法律案	逓合国財産の返還に伴う損失の処理について、所要の措置を講じようとするものである。
22	第2類	協同組織による金融事業の整備に関する法律案（仮称）	協同組織による金融事業に関する制度を整備改善し、事業分野の確立を期するとともに、その預金者等の保護を図ろうとするものである。
23	第1類	日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案	日本輸出入銀行の資本金の増加を図ろうとするものである。
24	第1類	日本開発銀行法の一部を改正する法律案	日本開発銀行の資本金の増加を図るか又は同行の借入金限度の制限を緩和するいずれかの措置を図ろうとするものである。

備考

予算の編成等により、件名等について異動を生ずることがある。

提出を要するもの

1. 税関貨物取扱い法案

1. 協同組織による金融事業の整備に関する法律案

大蔵省

文祕第565号

昭和33年12月11日

内閣官房参事官室首席参事官 殿

大蔵省大臣官房文書課長

佐竹 浩

第28回国会に提出を予定している法律案のうち、その後
次のように異動がありましたから、よろしくお取り計らい願
います。

記

(1) 追加すべきもの

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案

(要旨) 審議未了となつた法律案のうち、健康保険法一
部改正法施行に伴う、短期給付に関連する部分のみ
について、一部改正を行うとするものである。

(2) 削除すべきもの

資産再評価法及び再評価積立金の資本組入に関する法律
の一部を改正する法律案

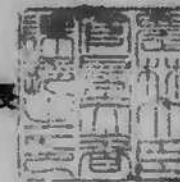
裏
面
白
紙

32文第 / 88 号

昭和32年 / / 月2 / 日

内閣官房総務課長殿

農林大臣官房文書課長



通常国会提出予定法律案の変更について

さきに提出した通常国会提出予定法律案に別

紙のとおり変更がありましたから、よろしくお

取り計らい願います。

農 林 省

245

裏面
白紙

一 追加するもの

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		一 中央卸売市場法の一部を改正する法律案	卸売業務の適正化を図るため卸売人の整備統合の推進、経費控額、兼業禁止等につき所要の規定を設けるとともに、出荷者保護のため卸売人の財産に対する出荷者の先取特権を規定する。	
○		二 農林中央金庫法の一部を改正する法律案	系統外の農林関係事業法人に対しても、主務大臣の認可を受けて融資することができるようにする。	
○		三 農業共済基金の特別積立金の処分等に関する法律案	農業共済基金の特別積立金をとりくみし、これを会員に配分することができるようにする等の規定を設ける。	

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		四 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案	災害関連事業につき国の補助規定を設ける等の改正を行う。	

二 要旨を変更するもの

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案	公庫の資本金額を増加するほか、融資の対象を拡大して、農林水産物の運搬、加工、貯蔵、販売の事業を行う者及びこれらの組織する法人で特定の要件を具備するものに対しても、融資の途を拓くこととする。	

三 提出を取りやめるもの

臘虎臘臘臘臘臘臘法の一部を改正する法律案

32文第198号

昭和32年12月7日



内閣官房内閣参事官室

首席内閣参事官殿

農林大臣官房文書課長



第28通常国会提出予定法律案件名表の変更について

このことについて、昭和32年11月21日
32文第188号で変更のお知らせをしました
が、その後また別紙のとおり変更がありました
から、よろしくお取り計らい願います。

裏
面
白
紙

一、追加するもの

三二、一、二、五
農林省

第一類	第二類	件名	要旨	備考
○		農業災害補償法の一部を改正する法律案	国は、農業共済組合の組合員等の牛馬の死傷病傷共済の共済掛金中、疫病及び傷害による損害のうち診療技術料等以外のものに対応する部分の五分の一を負担する等の改正を行う。	
○		農業改良資金助成法の一部を改正する法律案	国は、農業者等が農業協同組合連合会から借り受ける施設資金について都道府県が債務保証を行う場合には、当該都道府県に対し、補助金を交付できるようにする。	

農林省

二、提出を取りやめるもの

有畜農家創設特別措置法の一部を改正する法律案

二十八国会（常会）提出予定法案（追加分）

三二、一一、二〇
通商産業省

一、航空機工業振興法案（第一類）

航空機工業を振興するため、航空機に関する研究を行う者に対し、国有財産の無償貸付、税制上の特別措置等の助成を行うとともに、航空機の国産化を促進するため、その設計、試作を行うことを目的とする特殊法人を設立し、之に対する政府の出資、補助金の交付、監督等につき必要な規定をおくものである。

二、中小企業診断士法案（第二類）

中小企業診断を普及し、その業務の適正を図るため、中小企業診断士について国家試験制度をしき、これに合格し、国の登録を受けた者でなければ、診断士又はこれと誤認させるような名称の使用を禁止しようとするものである。

裏面白紙

官文才一二三一号

昭和三十三年十一月十九日

運輸省大臣官房文書課

總理府大臣官房総務課長殿



才二十八回通常国会提出予定法律案の変更について

本月十六日次官会議において御連絡のあつた右の件について、
次のとおり報告いたしますから、よろしくお取り計らい願います。

記

○ 提出を取り止めることとした法律案 一件
通訳案内業法の一部を改正する法律案

以上

運輸省

裏面白紙

郵政省

郵文才四七二号

昭和三十三年十一月二十日

郵政大臣官房文書課長



内閣総理大臣官房

内閣参事官室首席内閣参事官 殿

常会に提出予定の法律案の件名、要旨の照会について
右については、さる十月二十四日付郵文才四一一号で提出
しておきましたが、その後別紙のとおり一件追加することと
なりましたので、よろしくお取り計らいを願います。

裏面白紙

郵政省

郵政省（追加一件）

才一類	才二類	件	名	要	旨
○				日本放送協会の公共放送としての性格の明確化その他放送事業の健全な発達をはかるため所要の改正を行うものである。	
		一、放送法の一部を改正する法律案			

表才856号 21 1 (三開)

配

- 一件数「第一類 十二件」を「第一類 十三件」に改める。
- 二 建設業法の一部を改正する法律案の項中「一定規模以上の工事を請負う者」を「総合建設業者」に改める。
- 三 地すべり等防止法の項へ件名を含む。一中「地すべり等」を「地すべり」に改める。
- 四 「道路整備基本法案（仮称）」を「道路整備緊急措置法案」に改める。
- 五 十九 住宅融資保険法の一部を改正する法律案の項を削り、十八を十九とし、十七を十八とし、十六を十七とし、道路整備緊急措置法案の項の次に次のように加える。

建設

建設省

○	十六 住宅金融公庫法の一部を改正する法律案
	住宅金融公庫の業務として地方公共団体等に対して土地の整理事業に必要な資金を貸し付けることを加えるとともに、当該貸付金の貸付条件等に関し必要な事項を定める等の改正をしようとするものである。

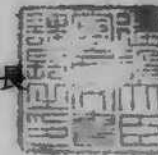
建設省

建書閣第47号の3

昭和32年11月22日

内閣官房内閣参事官室首席内閣参事官 殿

建設大臣官房文書課長



常会に提出予定の法律案の件名等について

標記について、別記のとおり変更したので、通知する。

裏面白紙

254

記

○
十一 特定治水
事業促進法案

治水事業の促進を図るため、治水事業基本
計画の作成及び実施等に関し必要な事項を定
めようとするものである。

を

○
十一 直轄治水
事業促進法案

直轄の治水事業の促進を図るため、直轄の
治水事業に関する基本計画の作成及び実施等
に関し必要な事項を定めようとするものであ
る。

に改める。

建設省